

包括的民間委託の導入検討事例

—府中市及び三条市の事例を踏まえた導入検討プロセスと検討事項の整理—

令和5年7月

国土交通省総合政策局

目 次

1. 包括的民間委託について	1-1
1-1. はじめに	1-1
1-2. 包括的民間委託とは	1-1
1-3. 包括的民間委託の検討業務フロー例	1-2
2. 府中市	2-1
2-1. 導入可能性調査	2-1
(1) 包括的民間委託の目的設定	2-1
(2) 委託内容の検討	2-3
(3) マーケットサウンディング	2-7
(4) 導入効果の検証	2-9
2-2. 包括的民間委託の業務発注	2-12
(1) 入札図書を作成	2-12
(2) 実施業務（募集要項）	2-13
(3) 参加資格要件（募集要項）	2-14
(4) 事業者選定方法（募集要項）	2-16
(5) 委託料支払い方法（募集要項）	2-17
(6) 契約関係項目（募集要項）	2-18
(7) 要求水準（要求水準書）	2-18
(8) リスク分担（リスク分担表）	2-19
(9) モニタリング（モニタリング手順書）	2-24
2-3. 事業効果・課題検証	2-29
3. 三条市	3-1
3-1. 導入可能性調査	3-1
(1) 包括的民間委託の目的設定	3-1
(2) 委託内容の検討	3-2
(3) マーケットサウンディング	3-7
(4) 導入効果の検証	3-8
3-2. 包括的民間委託の業務発注	3-13
(1) 入札図書を作成	3-13
(2) 実施業務（実施要項）	3-14
(3) 参加資格要件（実施要項）	3-15
(4) 委託料支払方法（実施要項）	3-17
(5) 契約関係項目（実施要項）	3-17
(6) 要求水準（業務要求水準書）	3-18
(7) リスク分担（業務要求水準書）	3-19
(8) モニタリング（業務要求水準書）	3-22
3-3. 事業効果・課題検証	3-24
4. 参考資料	4-1

1. 包括的民間委託について

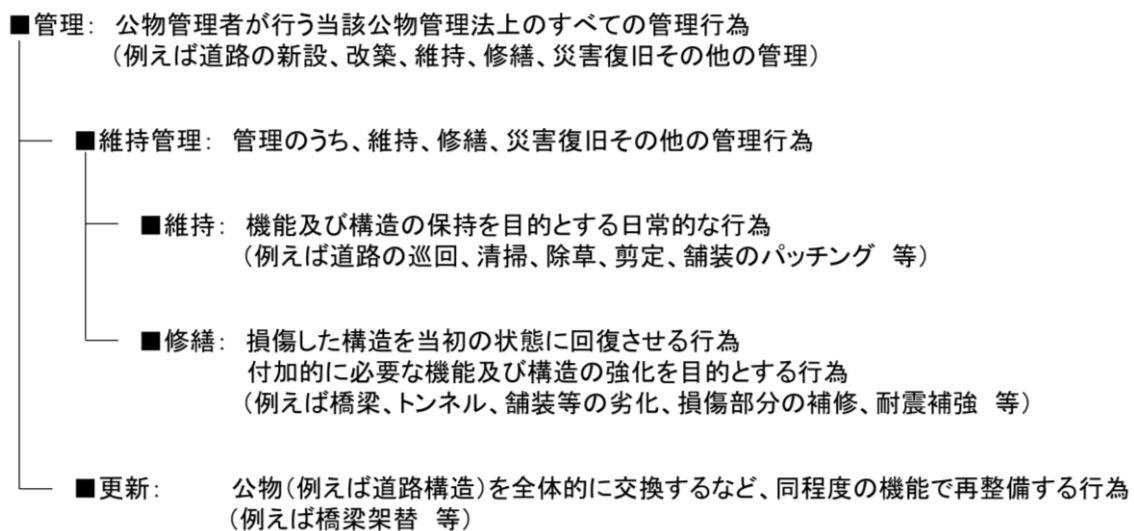
1-1. はじめに

包括的民間委託の事例集は、これまでに国土交通省総合政策局「先導的官民連携事業」の支援を受け包括的民間委託が導入された事例（東京都府中市及び新潟県三条市）やプロセスごとの検討事項等を取りまとめたものである。

本資料は、今後、包括的民間委託の導入を検討する地方公共団体の参考資料として作成する。あくまで先行事例の情報を基に作成しているものであり、本資料に記載された内容と異なる検討を妨げるものではない。

維持管理の定義は、インフラの分野によって表現が異なるが、本資料では、管理のうち維持、修繕、災害復旧その他の管理行為とする。

(注) 掲載している事業の進捗状況を中心に、令和5年3月に本事例集の改訂を行った。



※国土交通省「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案)」平成25年4月、及び土木学会「維持管理等の入札契約方式ガイドライン(案)」平成27年3月に基づき作成

図 1-1 維持管理の定義

1-2. 包括的民間委託とは

本事例集では、包括的民間委託を、民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することと定義する。



(出典) 国土交通省「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」令和5年3月

図 1-2 包括的民間委託とは

1-3. 包括的民間委託の検討業務フロー例

包括的民間委託導入可能性の調査から事業者選定実施までの標準的な手順について以下に示す。通常は、導入可能性の調査に1年程度、事業者選定に1年程度となり、検討開始から包括的民間委託の開始まで2年程度の期間を見込むのが通常である。

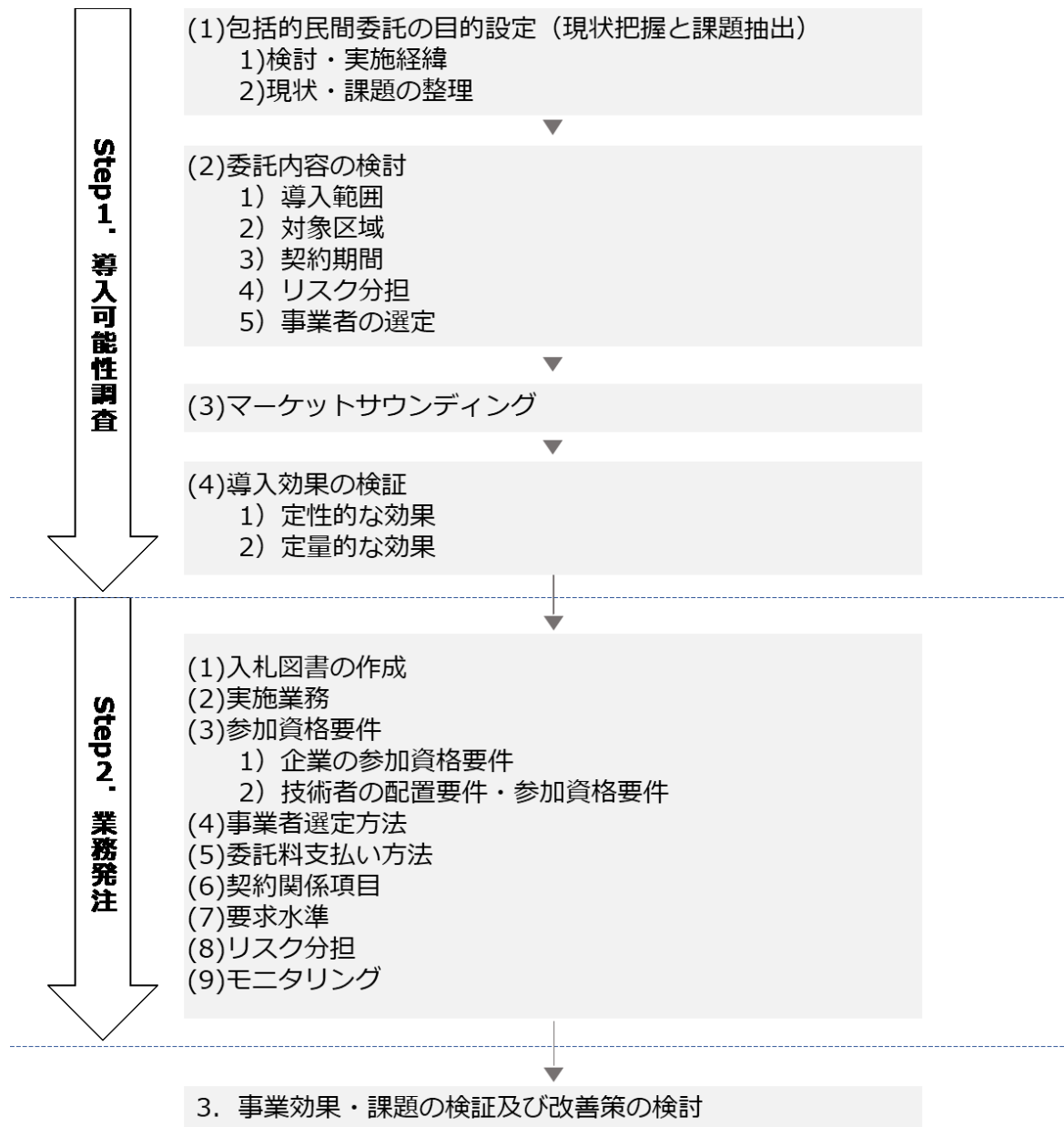


図 1-3 業務フロー例

2. 府中市

2-1. 導入可能性調査

(1) 包括的民間委託の目的設定

1) 検討・実施経緯

府中市では、平成 23 年度より、道路施設の包括管理検討の検討調査を行い、平成 26 年度からパイロットプロジェクトを一部の地区で実施している。検証結果に基づき、平成 30 年度から試行事業として北西地区への拡大を行い、令和 3 年度より本運用として市域全域へ導入している。

第 7 次府中市総合計画（令和 4～11 年度）によると、現状と課題として、「道路等の維持管理について、予防保全型の管理や先進技術の活用、自然災害への対応も含めた官民連携の推進、市民協働など、更なる業務の効率化に向けた様々な取組が求められています。」と整理している。また、施策の方向性として、「インフラマネジメント計画に基づき、先進技術を活用した予防保全型の管理を推進します。市民協働や官民連携など、様々な担い手による道路等の維持管理を進めます。」としている。

表 2-1 府中市における包括的民間委託の検討経緯

年度	検討・実施
平成 23 年度	道路施設包括管理検討事業調査
平成 25 年 1 月	府中市インフラマネジメント計画
平成 25 年度	「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理事業」事業者選定
平成 26 年度～平成 28 年度	「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理事業」 (パイロットプロジェクト)
平成 27 年度	道路施設等包括管理検討事業調査
平成 29 年 4 月	府中市道路等包括管理事業推進方針
平成 30 年度～令和 2 年度	道路等包括管理事業（北西地区）（試行事業）
平成 30 年 7 月	府中市インフラマネジメント計画（2018 年度）
令和 2 年 5 月	道路等包括管理事業運用方針
令和 2 年度	道路等包括管理事業効率化方策検討調査
令和 3 年度～令和 5 年度	道路等包括管理事業（本運用） (東地区、南西地区、北西地区)
令和 3 年度	道路等包括管理事業高次効率化・拡充化検討
令和 4 年度	事業改善に向けた調査

※府中市「道路等包括管理事業高次効率化・拡充化検討報告書」令和 4 年 3 月を参考に作成

2) 現状・課題の整理

けやき並木通り周辺地区道路等包括管理事業(パイロットプロジェクト)を実施するに当たり、下記のフローで調査を実施し、現状や課題について整理している。

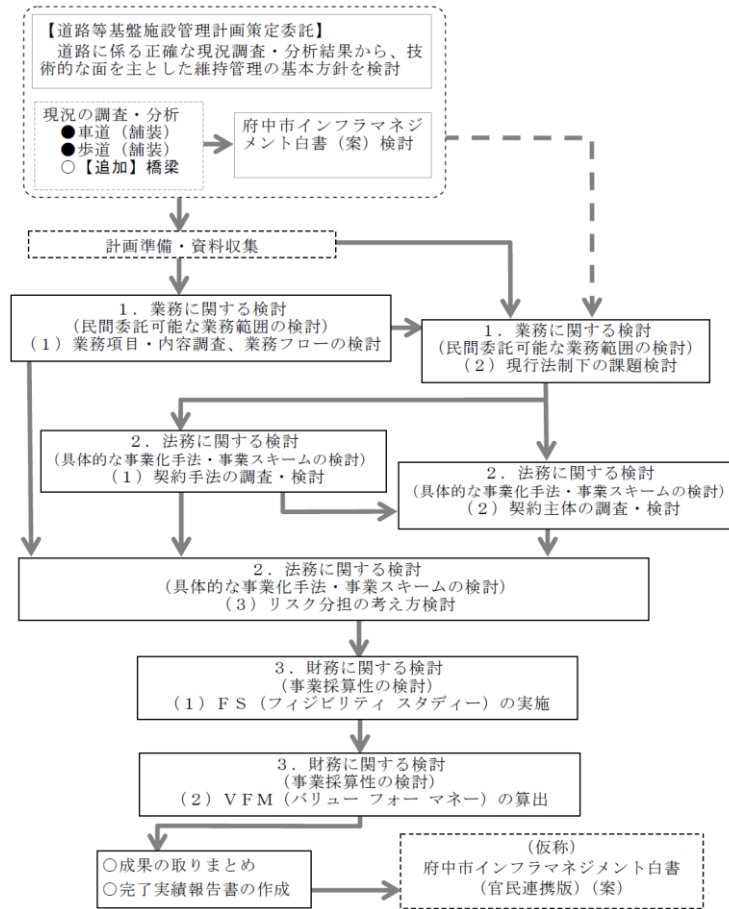


図 1-2-1 作業のフローチャート

図 2-1 パイロットプロジェクト可能性調査・検討フロー

出典：府中市「平成 23 年度先導的官民連携支援事業 道路施設包括管理検討事業報告書」平成 24 年 3 月

パイロットプロジェクト、試行業務とも検証を行い課題を整理するとともに、その結果を次期事業に反映している。

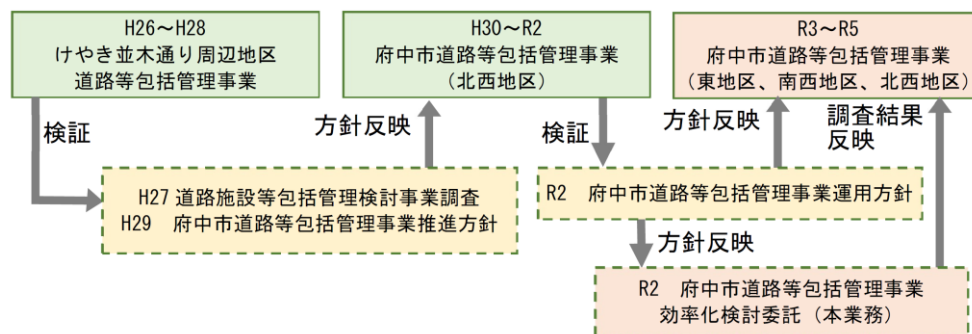


図 2-2 包括管理事業と検証との関係

出典：府中市「令和 2 年度府中市道路等包括管理事業 効率化方策検討調査報告書」令和 3 年 3 月

(2) 委託内容の検討

1) 導入範囲

業務の範囲は、パイロットプロジェクト、試行業務、本運用で徐々に拡大しているが、本運用では一部の業務は他の業務に含めるなど削除されている業務がある。

パイロットプロジェクトから性能規定を導入しているが、検証しながら業務の範囲を改善していることが特徴である。

表 2-2 府中市道路等包括管理事業における業務一覧

業務項目		パイロットプロジェクト	試行業務	本運用	
		けやき並木通り 包括管理事業 (H26～H28)	道路等包括管理事業 (北西地区) (H30～R2)	道路等包括管理事業 (東地区、南西地区、 北西地区) (R3～R5)	
包括委託型業務 (総価契約)	総括マネジメント業務	(※該当なし)	業務計画書の作成	業務計画書の作成	
			インフラマネジメントシステムの登録	—	
			業務報告	業務報告	
			定例会議の開催	定例会議、総合定例会議の開催	
			モニタリングの実施と報告	モニタリングの実施と報告	
			引継ぎ作業	引継ぎ作業	
	維持管理業務	巡回業務	日常パトロール	定期巡回	定期巡回
			緊急パトロール	緊急巡回	緊急巡回
			環境政策課との合同パトロール	(※該当なし)	(※該当なし)
			府中警察署との合同パトロール	府中警察署との合同パトロール	府中警察署との合同パトロール
		清掃業務	道路清掃	道路清掃	道路清掃
			雨水桝の汚泥除去	雨水桝の汚泥除去	雨水桝の汚泥除去
			(※該当なし)	歩道清掃	歩道清掃
			府中駅前ペDESTリアン・デッキの清掃	府中駅前ペDESTリアン・デッキ等の清掃	府中駅南口及び北口ペDESTリアン・デッキ、府中スカイナード等の清掃及び除雪、エレベーターの清掃、駅自由通路等の清掃
			除雪	除雪	除雪
		植栽管理業務	馬場大門のケヤキ並木の管理街路樹の剪定、除草	街路樹の剪定・除草等(けやき並木通りのケヤキの剪定等を除く)	街路樹の剪定・除草等(けやき並木通りのケヤキの剪定等を除く)
		害獣・害虫対応業務	(※該当なし)	街路樹の動物・昆虫の巣撤去	害獣・害虫の対応

業務項目		パイロットプロジェクト	試行業務	本運用
		けやき並木通り 包括管理事業 (H26～H28)	道路等包括管理事業 (北西地区) (H30～R2)	道路等包括管理事業 (東地区、南西地区、 北西地区) (R3～R5)
	道路反射鏡・案内標識・街路表示板管理業務	街路灯の設置・管理	(※ESCO事業に移行)	(※ESCO事業に移行)
		道路反射鏡の維持管理	道路反射鏡の維持管理	道路反射鏡の維持管理
		案内標識の維持管理	案内標識の維持管理	案内標識の維持管理
		(※該当なし)	(※該当なし)	街区表示板の維持管理
	補修・修繕業務	補修・修繕	補修・修繕 (50万円未満)	補修・修繕 (50万円未満)
	事故対応業務	事故対応	事故対応	事故対応
	災害対応業務	災害対応	災害対応	災害対応
	コールセンター業務	市民からの通報受付・対応	市民からの通報受付・対応	市民からの通報受付、他地区への連絡
	要望相談対応業務	(※該当なし)	(※該当なし)	要望相談への対応
	占用物件管理業務	不法占用物対応の支援	不法占用物対応の支援	不法占用物対応の支援
不法投棄の現地状況確認及び原状回復		不法投棄の現地状況確認及び原状回復	不法投棄の現地状況確認及び原状回復	
法定外公共物管理業務	法定外公共物の維持管理	法定外公共物の維持管理	法定外公共物の維持管理	
単価契約型業務	補修・更新業務 損傷個所の補修・更新（日常を維持するための保守に係る業務で1工種50万円以上。補修や施設の更新に係る業務で500万円未満とする。）	(※該当なし)	損傷個所の補修・更新、清掃(50万円以上500万円未満) ※50万円未満は、総価契約(補修・修繕業務)を含む	損傷個所の補修・更新、清掃(50万円以上500万円未満) ※50万円未満は、総価契約(補修・修繕業務)を含む
		樹木剪定等業務	(※該当なし)	けやき並木通りのケヤキの剪定等

※けやき並木通り包括管理事業、道路等包括管理事業（北西地区）、道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）のそれぞれの要求水準書より編集

※府中市「令和2年度府中市道路等包括管理事業 効率化方策検討調査報告書」（令和3年3月）を基に本資料で作成

2) 対象区域

パイロットプロジェクトは、「中心市街地及び市役所近辺であるため、市民と市のモニタリングが行き届きやすいこと」、「区画整理を行った区域であるため、土地の境界が明確であること」から、対象区域（市域の約0.64%）を設定した。

試行業務は、将来包括管理事業の区域は事業者の競争性の確保の観点から複数分割することを想定するため、複数分割する区域のうち、けやき並木通り包括管理事業の区域を含む一区域（市域の約25.6%）を設定した。

本運用は、市域全域に拡大しているとともに、地区を3分割している。

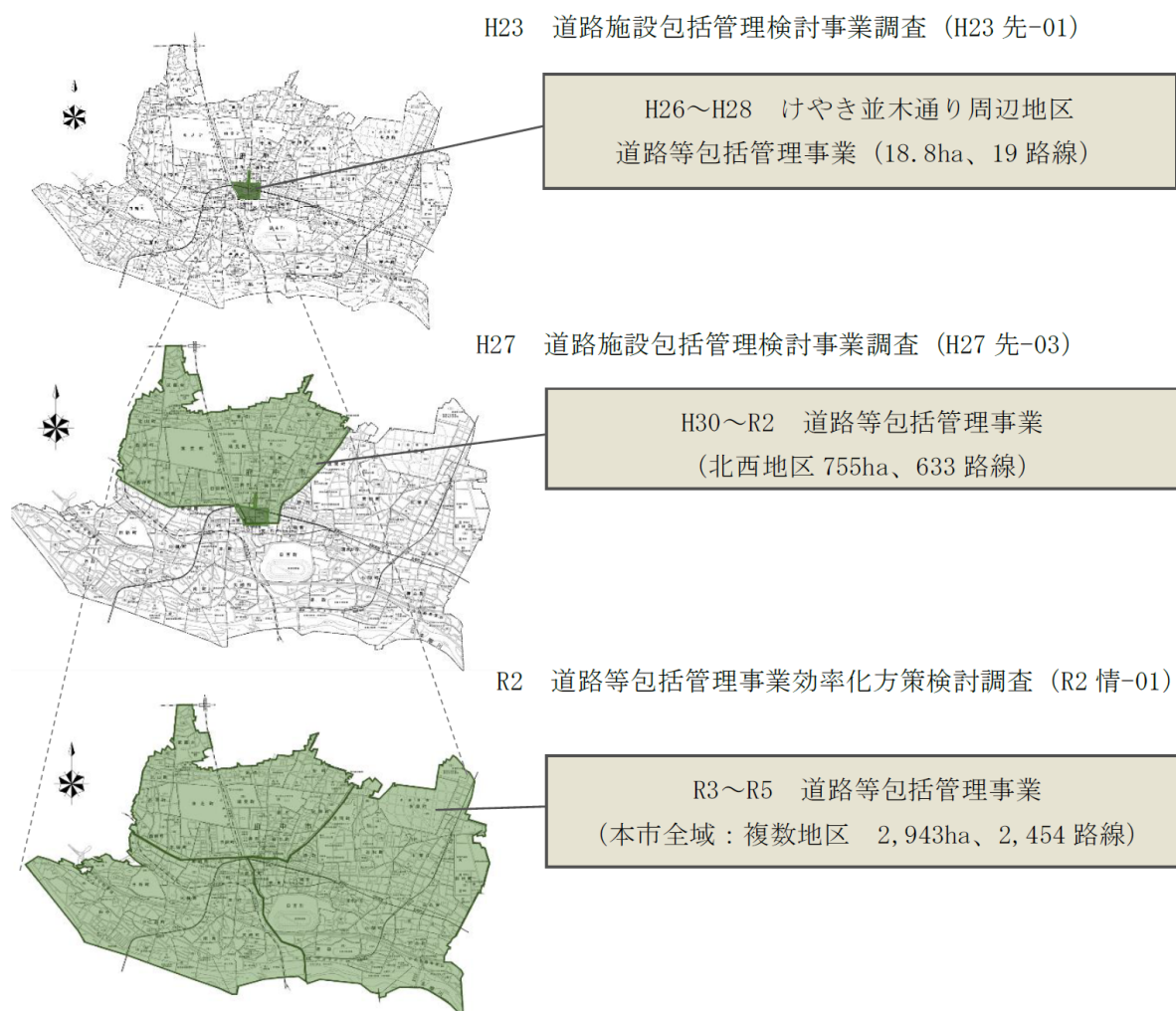


図 2-3 府中市における包括管理対象区域

出典：府中市「道路等包括管理事業高次効率化・拡充化検討委託報告書」令和4年3月

3) 契約期間

契約期間は、パイロットプロジェクト、試行業務、本運用とも3年間としている。

表 2-3 契約期間について

地区名	業務名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
北西地区の一部	けやき並木通り包括管理事業 (パイロットプロジェクト)	← 3年間 →									
北西地区	道路等包括管理事業 (試行業務) 道路等包括管理事業 (本運用)					← 3年間 →				← 3年間 →	
東地区 南西地区	道路等包括管理事業 (本運用)								← 3年間 →		

※府中市「道路等包括管理事業高次効率化・拡充化検討委託報告書」(令和4年3月)等に基づき作成

4) リスク分担

府中市と受注者の責任分担を明確化するため、事業において想定されるリスクの責任分担を「リスク分担表」に示している。

リスク分担表の項目は、パイロットプロジェクト(78項目)、試行業務(84項目)、本運用(83項目)の各段階で見直しが行われている。本運用では、下記について市と受注者が協議する項目が追加されている。

- ・市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大
- ・事業終了後2年以内に、要求水準に従って業務を実施していれば生じなかった瑕疵が発見された場合。なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする。
- ・工事遅延リスク、工事費増大リスク

5) 事業者の選定

① 事業者選定方式

パイロットプロジェクト、試行業務、本運用とも公募型プロポーザル方式を採用している。

試行業務では、マネジメント業務は地方公共団体との連絡調整を行うスキル、能力が必要となるため、業務を的確に実施できるような工夫について評価項目を設け、提案を求めた。

本運用では、評価基準のうち特定テーマについて大幅に項目及び配点割合を増やし、①市民サービスの向上、②経費削減に関する創意工夫、③災害時等の体制、④市内事業者の参画、⑤市内事業者の再委託事業者としての活用、⑥府中市道路等包括管理事業へ市内事業者の参画を促す取組、⑦地域活性化への取組や地域活動等への協力等、⑧特定テーマへの取組における提案者のアピールポイントについて、事業者の提案を求めている。

② 参加資格要件

参加資格要件の検討にあたっては、試行業務、本運用に向けたマーケットサウンディングにおいて、JVの出資比率及び市内事業者の参画について、下記に示すようなたたき台を示した上で参加者の意見を聴取している。本業務の具体的な要件についてはP2-14参照。

- ・造園業者の要件
- ・市内事業者の出資比率の要件
- ・市内事業者の参画として造園業協会及び建設業協会の参画可能性について

(3) マーケットサウンディング

試行業務、本運用に向けて、事業者との意見交換を説明会、募集前説明会の名称で実施している。また、意見交換会での主な意見を示した開催結果を各回でホームページ上に公表している。

① 試行業務における説明会の状況

包括的民間委託業務を準備する前の段階で、実施予定の業務概要、施設に関する十分な情報、今後のスケジュール等を公開している。

表 2-4 試行業務における民間事業者向け説明会の実施概要

	日時	場所	内容
説明会 第1回	平成28年12月12日	-	・ 道路等包括管理事業の今後について ・ 意見交換（ワークショップ）
説明会 第2回	平成29年1月26日	府中駅北第2庁舎	・ 包括管理事業推進にかかる課題解決策について ・ 現行包括管理事業の概要について ・ 質疑応答及び意見交換について
説明会 第3回	平成29年4月13日	府中駅北第2庁舎	・ 包括管理事業に関する資料（案）について ・ 意見交換
募集前 説明会	平成29年6月16日	府中市役所北庁舎	・ 道路等包括管理事業について ・ 質疑応答

出典：府中市ホームページによる公表資料より

② 本運用における説明会の状況

本運用に向け、説明会、アンケート調査を実施し、民間事業者の意向を把握している。勉強会を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっている。

表 2-5 本運用における民間事業者向け説明会の実施概要

	日時	概要
第1回	令和元年10月11日（金）	北西地区包括管理事業の内容説明、課題についてのグループ討論、質疑応答など （1）工区割と事業規模 （2）事業期間 （3）団体の企業構成と条件 （4）コールセンター業務の条件 （5）災害時の要員
第2回	令和元年11月18日（木）	
第3回	令和2年1月28日（火）	
勉強会	令和2年4月開催予定	中止
アンケート	令和元年12月6日（金）から 12月25日（水）まで	市内及び市外業者184社にアンケート調査を実施し、回答のあった97社の意見を抽出、整理した。

出典：府中市ホームページによる公表資料より

(4) 導入効果の検証

パイロットプロジェクトの実施に当たり、定量的な効果（VFM）の検討を行っている。また、定量的な効果（VFM）の算出に当たり、包括的民間委託による効率化の可能性について定性的に整理している。

試行業務、本運用に向けては導入効果の検証を行い業務の改善を行っている。具体的には、P2-29を参照。

1) 定性的な効果

パイロットプロジェクトの実施に当たり、包括的民間委託による効率化の可能性について、「受付事務」、「データ管理」、「道路巡回・保守」、「発注支援・管理」、「庶務的事務」の視点から整理を行っている。

2) 定量的な効果

パイロットプロジェクトの実施に当たり、以下の手順でVFMを算出した。

① 道路管理に係る作業内容及び作業時間の整理

ヒアリングにより、市職員が実施している道路管理に係る作業内容と各作業内容に要している時間を整理。

② 道路管理に関わる業務コストの算定

(人件費)

- 内部資料により、職位ごとの人件費を把握し、ヒアリングで申告のあった作業時間を用い、職位ごとの時間単価を推定
- 当該時間単価に各作業内容に要している時間を乗じ、業務ごとの人件費を推定

表 2-6 業務項目別の人件費一覧表（一部抜粋）

連番	管理課 係名称	業務分類(中)名称	業務分類(小)名称	取扱い件数(件)	現作業の内容										総人件費÷作業時間			
					職員の仕事時間と人件費の集計(円)										ヒアリング(作業時間)結果			
					管理課全体		管理職		一般職員全体		一般職員(1)		一般職員(2)		再任用職員		嘱託員	
平均単価	2,474	6,256	2,303	2,469	2,058	1,783	2,058	1,783	2,058	1,783	2,058	1,783	2,058	1,783				
作業時間(時間)	人件費(円)	作業時間(時間)	人件費(円)	作業時間(時間)	人件費(円)	作業時間(時間)	人件費(円)	作業時間(時間)	人件費(円)	作業時間(時間)	人件費(円)	作業時間(時間)	人件費(円)	作業時間(時間)	人件費(円)			
※1～7の項目は、ヒアリング結果より統合した集合 計																		
		87,701	216,993,885	3,788	23,757,868	83,903	193,235,697	57,380	141,691,005	15,465	31,823,661	11,058	19,721,011	0	0			
1	監視係	1,470	1,191	2,955,928	52	322,519	1,139	2,343,408	495	1,123,552	0	0	684	1,218,856	0	0		
2	監視係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	監視係	100	610	2,133,181	35	218,448	775	1,913,742	775	1,913,742	0	0	0	0	0	0		
4	監視係	1	121	319,291	5	39,847	116	289,444	116	289,444	0	0	0	0	0	0		
5	監視係	230	82	214,695	4	22,086	78	192,609	78	192,609	0	0	0	0	0	0		
6	監視係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7	監視係	1	41	107,348	2	11,043	39	96,304	39	96,304	0	0	0	0	0	0		
8	監視係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	監視係	230	199	522,976	9	53,600	190	469,176	190	469,176	0	0	0	0	0	0		
10	監視係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11	監視係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
12	監視係	16	3,176	8,362,110	138	860,241	3,038	7,501,870	3,038	7,501,870	0	0	0	0	0	0		
13	監視係	2	209	533,886	9	54,933	184	479,053	184	479,053	0	0	0	0	0	0		
14	監視係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
15	監視係	3	102	236,135	4	27,750	98	208,385	49	120,986	0	0	49	87,397	0	0		
16	監視係	1	324	746,958	14	87,769	310	659,178	155	382,748	0	0	155	276,429	0	0		
17	取扱い道路係	70	188	415,628	7	42,127	151	372,871	151	372,871	0	0	0	0	0	0		
18	取扱い道路係	70	411	1,073,348	2	11,043	39	96,304	39	96,304	0	0	0	0	0	0		
19	取扱い道路係	70	41	107,348	2	11,043	39	96,304	39	96,304	0	0	0	0	0	0		
20	取扱い道路係	70	389	963,377	16	98,108	350	864,271	350	864,271	0	0	0	0	0	0		
21	取扱い道路係	70	293	770,701	13	79,255	280	691,417	280	691,417	0	0	0	0	0	0		
22	取扱い道路係	70	263	770,701	13	79,255	280	691,417	280	691,417	0	0	0	0	0	0		
23	取扱い道路係	70	67	214,695	4	22,086	78	192,609	78	192,609	0	0	0	0	0	0		
24	取扱い道路係	19	122	322,043	5	33,130	117	288,913	117	288,913	0	0	0	0	0	0		
25	取扱い道路係	19	122	322,043	5	33,130	117	288,913	117	288,913	0	0	0	0	0	0		

※作業時間単価は推計値

※作業時間、取扱い件数はヒアリングにて確認

出典：府中市「道路施設包括管理検討事業調査報告書」（平成24年3月）を基に本資料にて作成

(委託費・物件費等)

- ・ 決算資料により、委託費・物件費を特定

※府中市では、このほか退職手当引当金繰入額、賞与引当金繰入額及び間接部門費を業務コストとして計上

③ 包括的民間委託を導入した場合のVFMの算出（業務コストの比較）

- ・ 包括的民間委託の対象となりうる業務を以下の 5 つに分類した上で、②で推定又は特定した業務ごとの人件費、委託費等を各分類に配分し、作業分類ごとのコストを試算

表 2-7 作業分類

作業分類	概要
受付事務	各種申請の受付、申請に係る相談作業を組織横断的に行う業務。 文書の受付や送付にも関わるため、データ管理との関係が高い。
データ管理	各種台帳の整備・管理、道路境界情報の整備・管理、各種文書の管理を組織横断的に行う業務。 受付事務、道路巡回・保守、発注支援・監理、庶務的事務の全てと関係があるが、特に受付事務との関係性が高い。
道路巡回・保守	道路の巡回、点検、清掃、補修工事等を行う業務。 これらの作業の多くは、委託されている。 発注支援・監理との関係が強い。
発注支援・監理	業務及び工事の発注に関わる文書整備、積算補助等。 道路巡回・保守との関係が強い。
庶務的事務	管理課で実施する総務、経理等の業務。 基本的には独立した事務が多いが、データ管理との関係がある。

出典：府中市「道路施設包括管理検討事業調査報告書」平成 24 年 3 月

- ・ 包括委託対象業務の組み合わせを 4 ケース設定し、それぞれについて、従来方式で実施する場合のコストを算出

表 2-8 包括委託ケースの設定例（府中市）

ケース 1	関連性のある「受付事務」と「データ管理」を組み合わせたケース。各種情報の電子化、情報の管理から、窓口での情報提供までを包括的に民間委託することを想定。
ケース 2	「道路巡回・保守」と「発注支援・監理」を組み合わせたケース。道路施設の維持管理を包括的に民間委託することを想定。
ケース 3	「データ管理」、「道路巡回・保守」、「発注支援・監理」を組み合わせたケース。情報を効果的に活用することで、より効率的な道路施設管理を目指したものの。
ケース 4	今回、民間委託可能とした全ての業務を民間企業が請け負うことを想定したケース。

出典：府中市「道路施設包括管理検討事業調査報告書」（平成 24 年 3 月）を基に一部修正

- ・ 最も多くの VFM が創出できるケースは包括委託ケース 4 であり、5%程度のコスト削減でも VFM が創出でき、10%コスト削減では VFM は 9.3%となった。
- ・ より十分な VFM を生み出すために、「創意工夫を実現しやすい事業期間の設定」や「コスト削減が実現した場合のインセンティブを与える仕組み」が重要であると整理されている。

表 2-9 従来方式での事業費試算（単位：千円）

項目		0年	1年	2年	3年	4年	5年	合計
歳出	人件費等		490,566	490,566	490,566	490,566	490,566	2,452,829
	委託費等		1,332,769	1,332,769	1,332,769	1,332,769	1,332,769	6,663,847
合計（名目）		0	1,823,335	1,823,335	1,823,335	1,823,335	1,823,335	9,116,676
合計（現在価値換算）		0	1,753,207	1,753,207	1,753,207	1,753,207	1,753,207	8,117,164

表 2-10 包括的民間委託での事業費試算（単位：千円）

項目		0年	1年	2年	3年	4年	5年	合計
歳出	モニタリング費用	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
	アドバイザー費用	35,000	0	0	0	0	0	35,000
	人件費等		0	0	0	0	0	0
	委託費等		1,641,002	1,641,002	1,641,002	1,641,002	1,641,002	8,205,008
合計（名目）		35,000	1,646,002	1,646,002	1,646,002	1,646,002	1,646,002	8,265,008
合計（現在価値換算）		35,000	1,582,694	1,581,821	1,463,289	1,407,009	1,352,893	7,362,707

従来方式における委託費等×0.9（10%削減）

VFM： 754,457 千円

9.3 %

年間コスト削減額： 177,334 千円

出典：府中市「道路施設包括管理検討事業調査報告書」（平成 24 年 3 月）を基に本資料にて作成

2-2. 包括的民間委託の業務発注

(1) 入札図書を作成

本運用（府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）における入札図書は、以下の書類、内容で構成されている。

次頁以降に各書類における主な記載事項を示す。

表 2-11 府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）における図書構成

書類	主な記載内容
募集要項	<ul style="list-style-type: none">・事業概要（数量、対象業務含む）・参加資格・参加手続・審査・選定（審査基準、審査方法等を含む）・契約内容及び業務内容等の協議・事業契約に関する事項 等
参加申込書	<ul style="list-style-type: none">・参加申込に関する様式
要求水準書	<ul style="list-style-type: none">・総則・事業概要（件名、目的、履行期間、対象区域、対象施設、業務範囲、適用法令等）・要求水準（全体、実施体制、総価契約の業務項目の要求水準、単価契約の業務項目の要求水準）
モニタリング手順書	<ul style="list-style-type: none">・業務監視と改善要求措置の基本的な考え方・業務監視及び改善要求措置の手順・契約の終了
リスク分担表	<ul style="list-style-type: none">・リスク分担表（No.83 まで）
提案書様式	<ul style="list-style-type: none">・提出書類等の様式（記入の仕方を含む）
見積書	<ul style="list-style-type: none">・見積書の提出様式（記載例を含む）

出典：府中市ホームページに基づき作成

(2) 実施業務（募集要項）

本運用で実施する業務は、道路維持管理に関する各業務が含まれており、統括マネジメント業務で全体を取りまとめる。ほとんどの業務は精算変更を前提としない総価契約業務である。

補修・更新業務及び樹木剪定等業務は単価契約であり、発注者の指示による業務実施、及び、受注者より実施の必要性を提案する業務となる。

表 2-12 対象業務一覧

	業務項目	業務内容
総価契約	統括マネジメント業務	業務計画書の作成
		業務報告
		定例会議、総合定例会議の開催
		モニタリングの実施と報告
		引継ぎ作業
	巡回業務	定期巡回
		緊急巡回
		府中警察署との合同パトロール
	清掃業務	道路清掃
		歩道清掃
		雨水桝の汚泥除去
		除雪
	植栽管理業務	街路樹の剪定・除草 (けやき並木通りのケヤキの剪定等を除く)
	害獣・害虫対応業務	害獣・害虫の対応
	道路反射鏡・案内標識・ 街区表示板管理業務	道路反射鏡の維持管理
		案内標識の維持管理
		街区表示板の維持管理
	補修・修繕業務	損傷箇所の補修・修繕 (50 万円未満)
	事故対応業務	事故対応
	災害対応業務	災害対応
コールセンター業務 ※東地区が全体を統括する	市民からの要望相談受付、他 2 地区への連絡 ※他 2 地区はコールセンターからの連絡対応を行う	
要望相談対応業務	要望相談への対応	
占用物件管理業務	不法占用物対応の支援	
	不法投棄の現地状況確認及び原状回復	
法定外公共物管理業務	法定外公共物の維持管理	
単価契約	補修・更新業務	損傷箇所の補修・更新、清掃 (50 万円以上 500 万円未満) ※50 万円未満は、総価契約（補修・修繕業務）に含む
	樹木剪定等業務	けやき並木通りのケヤキの剪定のほか、市道や法定外公共物における倒木の処理、枯木の伐採、補植など、日常の維持管理に該当しない業務及び植栽管理に対する受注者からの提案に基づく業務

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）に関するプロポーザル実施要項」令和 2 年 7 月

(3) 参加資格要件（募集要項）

参加資格要件の検討にあたっては、試行業務、本運用に向けたマーケットサウンディングにおいて、JVの出資比率及び市内事業者の参画について参加者の意見を聴取するプロセスを経て、企業及び技術者の参加資格要件を設定している。

1) 企業の参加資格要件

企業の参加資格要件は下記等を定めている。特徴的な内容を以下に示す。

- ・1社の企業（団体）又は構成企業等は、東京都内に本店または支店を有すること。
- ・1社の企業（団体）の場合、各業務内容の再委託にあたっては、適切な管理業務の技術力、執行能力を十分に検討し、府中市建設業協会及び府中市造園業協会等に照会するなどして市内の事業者の活用も検討すること。
- ・1社の企業（団体）の場合、市内企業の再委託は、1社以上かつ総価契約金額の25%以上となるようにすること。
- ・構成企業等の場合、2社（団体）以上とし、府中市内に本店を有する企業又は団体を1社（団体）以上含むこと。各業務内容の再委託にあたっては、適切な管理業務の技術力、執行能力を十分に検討し、府中市建設業協会及び府中市造園業協会等に照会するなどして市内の事業者の活用も検討すること。
- ・構成企業等の場合、出資比率の最小限度については次の基準を満たしていること。また、構成企業等を代表する企業の出資比率は、構成企業中最大とし、市内企業の合計出資比率は25%以上となるようにすること。ただし、出資比率の算定にコールセンター業務は含まないものとする。

表 2-13 構成企業等の数と1社当たりの出資比率最低限度

	構成企業等の数	1社当たりの出資比率最低限度
ア	2社（団体）	30%以上
イ	3社（団体）	20%以上
ウ	4社（団体）	15%以上
エ	5社（団体）	12%以上
オ	6社（団体）	10%以上

※構成企業等の数が7社以上の場合は、市に確認すること。

※構成企業団体の数に上限はないものとする。

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）に関するプロポーザル実施要項」
令和2年7月

2) 技術者の配置要件、参加資格要件

技術者の配置要件は業務要求水準書に示されており、責任者の位置づけ、資格、専任要件等は以下の通りとしている。また、個別業務に求める案件についても参加資格要件、その他を示している。

- ・受注者は、本事業を実施するにあたり、「業務総括責任者」及び「副業務総括責任者」を配置しなければならない。
- ・「業務総括責任者」は構成企業等から1名選出し、次のいずれかに該当する資格を有し、かつ業務経験を有しなければならない。
 - 1) 1級又は2級土木施工管理技士
 - 2) 技術士（総合技術監理部門 建設－「道路」又は建設部門「道路」）
 - 3) 道路維持管理に関する業務について、4年以上の実務経験を有する者
- ・「副業務総括責任者」は構成企業等から各1名選出し、次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。
 - 1) 1級又は2級土木施工管理技士
 - 2) 1級又は2級造園施工管理技士
 - 3) 技術士（総合技術監理部門 建設－「道路」又は建設部門「道路」）
 - 4) 道路維持管理に関する業務について、4年以上の実務経験を有する者

「業務総括責任者」及び「副業務総括責任者」のうち、1名を専任とする。また、契約条項の第4条 主任技術者又は責任者は、「業務総括責任者」と読み替える。

(4) 事業者選定方法（募集要項）

パイロットプロジェクト、試行業務、本運用とも公募型プロポーザル方式を採用している。

試行業務では、マネジメント業務は地方公共団体との連絡調整を行うスキル、能力が必要となるため、業務を的確に実施できるような工夫について評価項目を設け、提案を求めた。本運用では評価基準を改善している。

表 2-14 本運用業務における受注候補者を選定するための評価基準表【基礎評価】

評価項目		評価の視点		配点
①本事業への取組方針 (配点 4)	本事業の理解と取組方針	本事業の主旨は把握しているか (性能発注、官民連携)		4
②本事業の実施体制 (配点 8)	ア 業務担当者及び経歴と実績	担当者の本業務に類似する経験又は類似する各業務の経験は十分か (経験業務内容や経験年数)		6
	イ 継続的な運営を可能とする体制	継続的運営体制を維持できるか (有事の際に交代できる体制か)		2
③見積金額 (配点 10)	維持管理経費の縮減 ※委託料上限額を超える又は委託料上限額の 60%未満は、審査を終了する	実効性の認められる適性 な価格設定であり、かつ 委託料上減額の範囲内で 必要最小限に抑えられて いるか	総価契約	8
			単価契約	2
(総価契約) ④各業務の実施計画 (配点 54)	ア 統括マネジメント業務	効率的で効果的な計画となっているか		4
	イ 巡回業務		2	
	ウ 清掃業務		8	
	エ 植栽管理業務		18	
	オ 害獣・害虫対応業務		2	
	カ 道路反射鏡・案内標識・ 街区表示板管理業務		2	
	キ 補修・修繕業務		2	
	ク 事故対応業務		2	
	ケ 災害対応業務		4	
	コ コールセンター業務		4	
	サ 要望相談対応業務		2	
	シ 占用物件管理業務		2	
	ス 法定外公共物管理業務		2	
(単価契約) ⑤各業務の取組 (配点 4)	セ 補修・更新業務	具体的な取組が提案されているか		2
	ソ 樹木剪定等業務		2	
合計				80

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）に関するプロポーザル実施要項」令和 2 年 7 月

表 2-15 本運用において受注候補者を選定するための取組方針及び特定テーマ評価基準表

評価項目	評価の視点	配点	
方針1 本事業の取組 (配点 10)	複数年度契約、包括発注、性能発注であることを活かした計画的な提案となっているか	10	
方針2 管理運営の取組 (配点 10)	デジタル技術を活用するなど、市と受注者との状況共有の方法を工夫した提案となっているか	10	
方針3 各業務の取組 (配点 10)	コストを最適化し、中長期的に持続可能な管理を行い、質の高い市民サービスを提供する提案となっているか	10	
取組方針に対する提案者のアピールポイント (配点 20)	事業者間の連携や民間企業ならではの知識・経験を活かした提案となっているか	20	
特定テーマ (配点 150)	①市民サービスの向上	取組方法と実施計画が、具体的で効果的な提案となっているか	20
	②経費削減に関する創意工夫	様々な媒体の活用による業務の効率化、作業の機会化、取組方法と想定される削減効果が具体的な提案となっているか	20
	③災害時等の体制	台風や地震などの災害時を想定した具体的な体制となっているか	20
	④市内事業者の参画	ア 1社の企業(団体)の場合 適切な技術力、執行能力を有している1社の企業(団体)であり、また、市内事業者の再委託事業者としての参画数 イ 構成企業等の場合 適切な技術力、執行能力を有している構成企業等であり、また、市内事業者の構成企業等の参画数	20
	⑤市内事業者等の再委託事業者としての活用	具体的な活用方法の提案となっているか	20
	⑥府中市道路等包括管理事業へ市内事業者の参画を促す取組	意見交換会の開催や維持管理のための要求水準に関する市との継続調整等、具体的で効果的な提案となっているか	20
	⑦地域活性化への取組や地域活動等への協力等	「府中まちなかきらら」や地元商工会等との連携、市が主催・共催するイベントや祭り等への協力、豪雨、降雪時等の子供や高齢者の見守り活動等への具体的な取組提案となっているか	10
	⑧特定テーマへの取組における提案者のアピールポイント	特定テーマについて、特にアピールする具体的な取組提案はあるか	20
合計		200	

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）に関するプロポーザル実施要項」令和2年7月

(5) 委託料支払い方法（募集要項）

包括委託型業務では総価契約、単価契約型業務は単価契約としている。

委託料の上限額は、総価契約、単価契約の内訳と合わせて募集要項で公表されている。「総価契約部分の費用の支払方法は四半期ごととし、単価契約の場合は都度支払うものとする。」と記載し

ている。

(6) 契約関係項目（募集要項）

事業契約に関する事項は、募集要項で(1) 基本的事項、(2) 市と受注者の責任分担の明確化に関する事項、(3) 費用の支払い、(4) モニタリングの実施及び評価に関する事項、(5) 契約事項の見直し、(6) その他（係争に対する措置、管轄裁判所の指定、本事業の継続が困難となった場合の措置、引継）が示されている。

契約書は、市の委託契約条項に基づいている。

(7) 要求水準（要求水準書）

性能発注を取り入れることにより、受注者が自らのノウハウを最大限発揮し、低コストで良質な市民サービスの提供が実現することを期待していることから、要求水準は多くの業務で性能規定として示されている。一方で、巡回業務の回数（各路線で月1回以上設定）、植栽管理業務の剪定回数（高木は最低3年に1回、低木は原則年1回、除草は原則年3回実施）が示されているなど、頻度については一定の基準を示しているものもある。

また、管理基準は、現行（市が仕様書により業務を委託）管理業務の管理基準を示し、同等以上の安全を得られるよう管理を行うことを求めている。

(7) 補修・修繕業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

対象施設の損傷箇所の補修・修繕は、50万円未満とする。

1) 損傷箇所の補修・修繕

巡回中及び通報等により発見、確認した舗装及び付属施設の軽微な損傷の補修・修繕対応を次のとおり行う。なお、店舗や自動車駐車場等の出入口における舗装や側溝等の損傷箇所は除くものとする。

(ア) 道路の円滑な通行に支障がないよう、舗装やグレーチング等の道路付属施設の軽微な損傷に対して、補修・修繕を行う。

(イ) 参考（省略）

(ウ) 遊歩道の 補修・修繕等

該当する対象区域内の次の対象施設について、補修・修繕等を行う。また、各地区の対象施設の位置は、別紙4「遊歩道施設箇所」に示す。なお、補修・修繕等の対象は、縁石、集水柵（排水関係）、舗装関係（平板、アスファルト、ダスト等）、車止め、点字ブロック、看板関係とする。

(エ) その他、市が指示する損傷箇所の補修・修繕等

市が指示する作業内容や方法等は現地確認等を行い、疑義がある場合は速やかに市担当者と協議する。

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）要求水準書」令和2年7月

(8) リスク分担（リスク分担表）

リスク分担は、リスクを83項目設定しているが、受注者にコントロールが可能な事象のリスクを受注者にすることとして想定される事象を細かく設定していることが特徴であり様々な事象の発生を想定している。

表 2-16 府中市道路包括管理事業におけるリスク分担

○：リスクが顕在化した場合に負担を行う

△：リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を行う場合がある（従分担）

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	受注者	
共通	募集要項等リスク	1	募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○		
	応募費用リスク	2	応募費用の負担		○	
	契約締結リスク	3	市の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合	○		
		4	選定された受託候補者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合		○	
		5	選定された受託候補者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合	○※1	○※1	
	制度関連リスク	政治・行政リスク	6	市の政策の変更（本委託に直接影響を及ぼすもの）によるもの	○	
		法制度リスク （税制度は除く）	7	法制度の新設・変更に関するもの（本委託に類型的または特別に影響を及ぼすもの）	○	
			8	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
		許認可リスク	9	許認可の遅延に関するもの（市が申請・取得するもの）	○	
			10	許認可の遅延に関するもの（受注者が申請・取得するもの）		○
		税制度リスク	11	一般的な税制変更（新税含む）に関するものうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの		○
			12	一般的な税制変更（新税含む）に関するものうち、上記以外の変更に関するもの	○	
			13	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
			14	委託に特定の税制の新設・変更に関するもの	○	
		技術基準等変更リスク	15	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	○※2	□※2
	社会リスク	住民対応リスク	16	受注者が行う業務等に対する沿道住民及び道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○※3	○※3
			17	上記以外の沿道住民及び道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○※3	○※3

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	市	受注者
共通	社会リスク	環境問題 リスク	18	用地から有害物質が発見された場合	○	
			19	受注者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
			20	受注者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの	○	
		第三者賠償 リスク	21	受注者が行う業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策、日照障害対策に関するもの		○
			22	上記以外のもの（市が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故）	○	
			23	通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	○	
	債務不履行リスク	24	受注者の委託放棄、破綻によるもの及び無許可での受注者の構成員の変更		○	
		25	市の債務不履行	○		
	不可抗力リスク	26	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似した事変または暴動など	○	□	
		27	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの	○	□	
		28	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えないもの		○	
	物価リスク	29	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う資機材や工事費等の大幅な増減によるもの	○※4	○※4	
	要求水準未達リスク	30	要求水準の不適合・サービス低下に関するもの		○	
	計画変更リスク	31	受注者に起因する各種計画、要求水準の変更		○	
		32	市に起因する各種計画、要求水準の変更	○		
33		第三者に起因する各種計画、要求水準の変更	○※5	○※5		

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	受注者
維持管理時	施設損傷リスク	34	通常利用での劣化によるもの		○
		35	施設設置の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの	○	
		36	施設管理の瑕疵等、受注者の責めによるもの		○
		37	事業終了後2年以内に、要求水準に従って業務を実施していれば生じなかった瑕疵が発見された場合 なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする		○
		38	第三者の責めによるもの	○※6	○※6
	施設管理コストリスク	39	受注者の責めによる委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大・減少		○
		40	市の責めによる委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
		41	市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大	○※3	○※3
		42	第三者の責めによる、維持管理費の増大	○※7	○※7
		43	上記以外の要因による、維持管理費の増大 (物価変動によるものは除く)		○
	緑化施設損傷リスク	44	老化による枯死	○	
		45	緑化施設の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの	○	
		46	緑化施設の瑕疵等、受注者の責めによるもの		○
		47	事業終了後2年以内に、要求水準に従って業務を実施していれば生じなかった瑕疵が発見された場合 なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする		○
		48	第三者の責めによるもの	○※8	○※8
	緑化施設管理コストリスク	49	受注者の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増大		○
		50	市の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増大	○	
		51	市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大	○※3	○※3
		52	市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大	○	
		53	第三者の責めによる維持管理費の増大	○※9	○※9

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	受注者
維持管理時	市所有機材・車両等損傷リスク	5 4	劣化によるもの	○	
		5 5	受注者の責めによるもの		○
		5 6	市の責めによるもの	○	
		5 7	第三者の責めによる損傷、盗難	○※10	○※10
	市所有備品損傷リスク	5 8	劣化によるもの	○	
		5 9	受注者の責めによるもの		○
		6 0	市の責めによるもの	○	
		6 1	第三者の責めによる損傷、盗難	○※11	○※11
	運営開始遅延リスク（許認可は除く）	6 2	要求水準書の変更、その他市の指示、変更に伴う運営開始遅延による費用の増大	○	
		6 3	受注者の事由による、運営開始遅延に伴う費用の増大		○
	需要変動リスク	6 4	利用者数（交通量）が想定可能な範囲を超えて増減することによる維持管理費や業務量の変動	○※3	○※3
		6 5	占用物件の申請数が想定可能な範囲を超えて増加することによる維持管理費や業務量の変動	○	
	維持管理コストリスク	6 6	受注者の事由による業務内容の変更等による維持管理費の増大		○
		6 7	市の指示による業務内容・用途の変更等による維持管理費の増大	○	
	業務中断リスク	6 8	市の責めによる業務の中断	○	
		7 9	受注者の責めによる業務の中断		○
		7 0	第三者の責めによる業務の中断	○※12	○※12
	維持管理に係る事故リスク	7 1	業務開始時に存在していた瑕疵のために生じる事故	○	
		7 2	市が求める管理水準を原因とする瑕疵から生じる事故	○	
		7 3	受注者の運営業務自体から生じる事故		○
技術革新リスク	7 4	維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○※13	○※13	
工事遅延リスク	7 5	市の指示による工事完了遅延	○		
	7 6	受注者の事由による工事完了遅延		○	

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	受注者
維持 管理 時	工事費増大リスク	77	市の指示による工事費の増大・予算超過	○	
		78	受注者の事由による工事費の増大・予算超過		○
	意見・苦情窓口業務 対応リスク	79	業務の対象範囲内において、意見・苦情窓口業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生等		○
		80	業務の対象範囲外の事象によって、意見・苦情窓口業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生	○	
支払遅延・不能リスク		81	市の支払遅延・不能に関するもの	○	
終了 時	委託清算に伴う リスク	82	業務移管手続きに伴う諸費用発生、受注者の精算手続きに伴う評価損益等		○
	施設性能リスク	83	委託期間終了時における要求性能水準の保持		○

(注釈)

- ※1 議会の否決により契約が結べない場合。また、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。
- ※2 要求水準書「第2章 7 適用法令、行政計画・要領・基準類」に記載のない文書を指す。市と受注者で協議を行い、対応を決定する。
- ※3 市と受注者で協議を行い、対応を決定する。
- ※4 市と受注者で協議を行い、物価変動への対応を決定する。
- ※5 市と受注者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※6 市と受注者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※7 市と受注者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※8 市と受注者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※9 市と受注者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※10 受注者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の市有機材・車両損傷リスクは受注者の、それ以外は市の負担とする。
- ※11 受注者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の備品損傷リスクは受注者の、それ以外は市の負担とする。
- ※12 市と受注者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※13 市と受注者で協議を行い、対応を決定する。

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）リスク分担表」令和2年7月

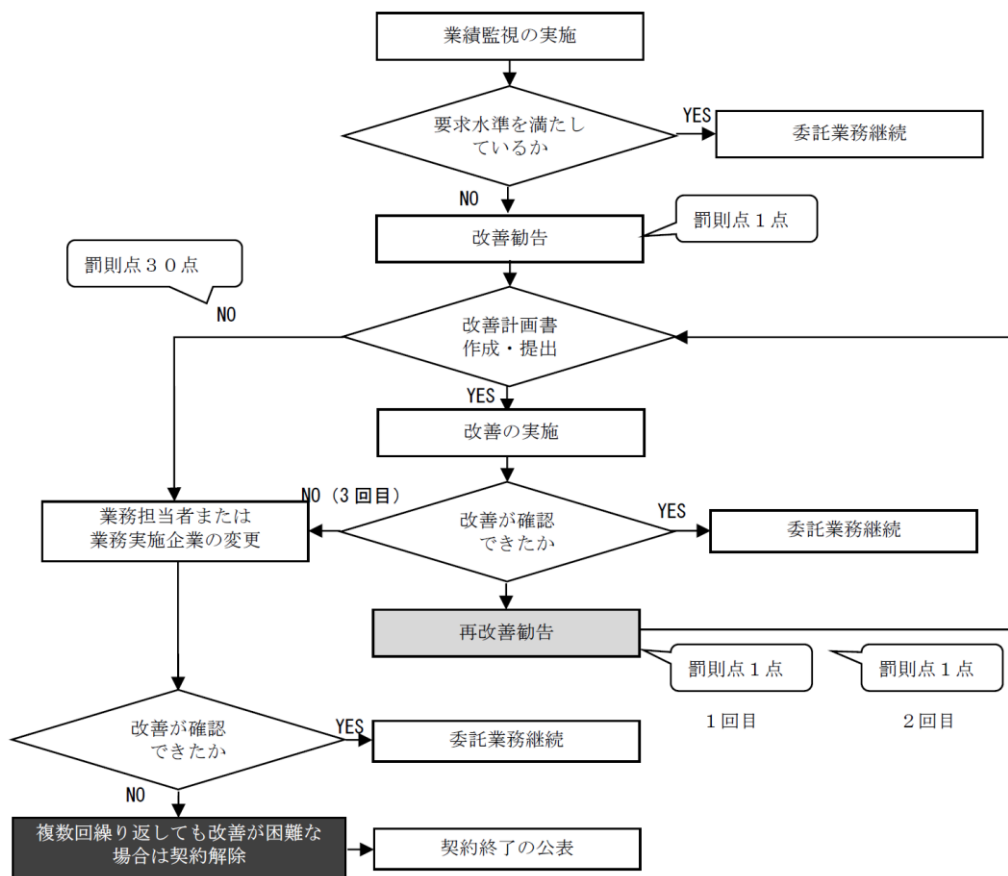
(9) モニタリング（モニタリング手順書）

1) 書類提出による業務実施状況の確認

事業者は業務計画書、定期報告書、完了報告書、委託業務完了報告書を提出し、その他、市民及び利用者から苦情があった場合や、その他市が必要と認める場合、各業務の実施状況について実地による確認を行う。

市は受注者が提供する書類を基に、定期モニタリングを実施する。そのほか、適宜、不定期のモニタリングを実施する。その結果、「受注者の責めによる事由で業績が要求水準に達成しない」又は「受注者の攻めによる事由で業績が要求水準に達成しない恐れがある」と市が判断した場合、業務不履行として、受託者に改善勧告、支払いの減額等の改善要求措置、契約解除措置を行う。

【参考資料】モニタリング評価の流れ



※同じ場所及び事象による罰則点は最大30点とする。

図 2-4 モニタリング評価の流れ

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）モニタリング手順書」令和2年7月

表 2-17 モニタリングのための提出書類

提出書類	提出時期
業務計画書等	業務開始前
定期報告書、完了報告書等	業務実施期間中
委託業務完了報告書等	事業期間の年度末

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）に関するプロポーザル実施要項」令和 2 年 7 月

表 2-18 市が実施するモニタリングの確認方法

確認項目	確認方法
報告書提出時期	・毎月の報告書は、翌月の定例会までに提出 例) 令和 5 年 1 月の完了報告書については令和 5 年 2 月の定例会までに提出
報告書確認方法	・確認は各地区担当者、その後、係長→課長補佐→課長の決裁ルートを通り、別地区担当者（2 人）に供覧
報告書の確認時間	・各地区担当者による確認は 1～2 時間程度
不定期モニタリング	・書類による不定期モニタリングは、なし
実地確認の実施方法	・ケースによってではなく、完了したもののの中から無作為にピックアップしたものを対象に実施
実地確認の実施回数	・件数として集計はしていない。日にちはおよそ 144 日（週 3 回×4 週×12 ヶ月）
デジタル技術による確認の頻度	・ほぼ毎日（15～30 分程度）
リアルタイム確認の体制は何人か	・3 名（各地区担当）
1 回当たりの確認に要する平均時間	・15～30 分程度

※府中市への意見照会に基づき作成

2) モニタリング項目

モニタリング項目及び判断基準は原則として要求水準に基づくとされている。

インフラ施設機能又は行政機能等が麻痺する状態を「重大な不履行」、インフラ施設機能又は行政機能等が低下する状態を「重大な不履行に該当しない不履行」とする2つの事象に分類し、改善要求措置を行う。

各業務において、以下の項目で不履行の具体例が示されている。

表 2-19 不履行の具体例

項目		重大な不履行	重大な不履行に該当しない不履行
共通	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・業務放棄 ・虚偽報告 ・事象の隠蔽 ・報告放棄 ・法令違反による業務停止 ・資格者以外の法定業務実施 ・各種報告の遅延や内容不足（不備）、連絡の遅延の状況が改善計画書提出後以降も続く場合 ・合理的な理由なく市の指示に従わない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の一部未実施 ・報告や連絡の遅延、報告の内容不足（不備）が認められる場合 ・改善計画書で債務不履行の改善が期待できる内容である場合
統括マネジメント業務	業務遂行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各種書類の未提出、定例会議・総合定例会議の未開催、受注者によるモニタリングの未実施の場合 ・改善計画書の未提出の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由なく、各種書類の提出、定例会議・総合定例会議の開催、改善計画書の提出が遅延した場合
巡回業務	業務遂行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回の未実施、緊急巡回の一部または全部未実施 ・合理的な理由なく合同パトロールに不参加の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由なく定期巡回の一部未実施の場合
清掃業務	業務遂行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の未実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由なく業務実施が遅延した場合
植栽管理業務 害獣・害虫対応業務	施設の性能	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用不可能な状態を合理的な理由なく放置した場合（通行遮断等） ・耐久性が著しく劣る措置を実施し、通行が遮断される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由なく施設の一部使用不可能な状態を放置した場合（通行困難等） ・耐久性が著しく劣る措置を一部実施し、通行が困難になった場合

項目		重大な不履行	重大な不履行に該当しない不履行
道路反射鏡・案内標識・街路表示板管理業務	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故（死亡、重軽傷者）、重大な物損等の事故または誘発する状態が発生している場合 ・重篤な疾病人（重症）が発生した場合 ・安全性が懸念される状態にもかかわらず、安全対策及び市に連絡をせず、合理的な理由もなく放置した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な物損等の事故が発生した場合 ・軽微な疾病人（軽症）が発生した場合 ・合理的な理由なく安全対策は行ったものの市に連絡をせず、放置した場合
補修・修繕業務	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の増大が想定される事象の放置 ・環境汚染の放置による人身事故（死亡、重軽傷者）、重大な物損等が発生した場合 ・重篤な疾病人（重症）が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の増大が想定される事象の放置 ・環境汚染の放置による軽微な事故（軽微な物損等） ・軽症者等が発生した場合
占用物件管理業務			
法定外公共物管理業務			
事故対応業務	業務遂行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応の未実施 ・報告や連絡の不備による人身事故（死亡、重軽傷者等）、重症者、物損等が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由がなく、期限内に報告がない場合 ・報告や連絡の不備による軽微な物損等の事故が発生した場合
災害対応業務	業務遂行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由がなく業務放棄（災害対応の未実施）をした場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由がなく業務実施を遅延した場合
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故（死亡、重軽傷者）、重大な物損等の事故が発生した場合 ・重症者等が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告や連絡の不備により軽微な物損等の事故が発生した場合 ・軽症者等の発生した場合
コールセンター業務	業務遂行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・通報や要望相談の受付を放棄または受付を拒否した場合 ・報告や連絡の不備または未実施、受付の放棄や受付の拒否により人身事故（死亡、重傷者）、重大な物損等の事故が発生した場合 ・他地区への連絡放棄（連絡未実施）や遅延した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由なく受付業務の開始の遅延または早期終了した場合 ・受付業務の開始の遅延または早期終了や報告、連絡の不備による軽微な物損等の事故が発生した場合
要望相談対応業務	業務遂行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な理由なく通報や要望相談の対応放棄（対応未実施）または遅延した場合 ・人身事故（死亡、重軽傷者）、重大な物損等の事故が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報や要望相談の対応を遅延した場合 ・報告や連絡の不備による軽微な物損等の事故が発生した場合

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）モニタリング手順書」令和2年7月

3) モニタリング結果に基づいた減額措置

重大な不履行が発生した場合には罰則点を 30 点付与し、不履行を確認した日の属する年度末の支払額から減額を行う。ただし、同じ場所及び事象による罰則点は最大 30 点とする。

重大な不履行に該当しない不履行があった場合、罰則点を 1 回につき 1 点付与する。付与した罰則点は、当該年度 3 月末に集計し、年度の支払額に反映する。

罰則点と減額割合は以下のとおり。なお、これまでモニタリング結果に基づき減額措置が適用されたことはないと報告されている。

表 2-20 減額割合

加算した罰則点	減額割合
29点以下	0%
30点以上39点以下	0.3～0.39%減額（罰則点×0.01%で算定）
40点以上49点以下	0.8～0.98%減額（罰則点×0.02%で算定）
50点以上59点以下	1.5～1.77%減額（罰則点×0.03%で算定）
60点以上	2.4%以上減額（罰則点×0.04%で算定）

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）モニタリング手順書」令和 2 年 7 月

4) 定例会議による事業者とのモニタリング状況の共有

モニタリングの実施は、受注者が提出する定期報告書、完了報告書等に基づき、受発注者間で定例会議、総合定例会議が定期的に行われている。臨時会議の開催はない。

表 2-21 モニタリング会議の実施概要

名称	内容
定例会議 （月 1 回、地区ごと に開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・市の出席者：5 人（3 人（維持管理係）+2 人（インフラ担当）） ・受注者の出席者：総括責任者及び副総括責任者 ・会議時間：1～1.5 時間 ・会議方法：対面 ・会議資料：定期報告書※、完了報告書（毎月作成） ※受注者自らが実施する業務監視結果の報告を含む ・会議内容：受注者からの定例報告、各地区の懸案事項の確認、発注者からの連絡
総合定例会議 （業務履行開始 時の年度当初及 び 3 か月に 1 回 （4 月、7 月、10 月、1 月）開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・開催者：コールセンター業務を行う東地区の受注者が世話役 ・市の出席者：9 人（管理職+維持管理係+インフラ担当） ・受注者の出席者：各地区の総括責任者 ・会議時間：2 時間 ・会議資料：各地区が作成する作業計画や課題 ※事前に市へ質問書等を提出 ・会議内容：受注者からの 3 ヶ月ごとの報告、3 地区間の共通認識の確認、 発注者からの連絡

※府中市への意見照会に基づき作成

2-3. 事業効果・課題検証

1) パイロットプロジェクト

① 中間評価結果

パイロットプロジェクト事業2年目に関係者（市・受託事業者・包括管理事業区域内の団体及び利用者）へのヒアリング及び事業実績を評価材料とし、事業の中間評価を行い、事業の課題や次期事業の改善点を取りまとめている。

表 2-22 府中市包括管理検討事業中間評価結果

評価の視点	評価内容	評価	改善点・改善方針
1.業務実施内容の妥当性	作業項目	事業者が実施した作業項目と、予め市が提示した要求水準書に示す項目・内容に大幅な乖離は見られず、概ね、妥当であると判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ●【対象作業】 <ul style="list-style-type: none"> ▶必要な作業項目・内容を業務要求水準書に追記 ▶予防保全や事業者の採算性を考慮し、対象作業を増やす ▶事業者のノウハウが発揮しづらい作業は除く ●【要求水準】 <ul style="list-style-type: none"> ▶市が意図する要求水準が伝わるよう、業務要求水準書を見直す ●【発注方法】 <ul style="list-style-type: none"> ▶技術点と価格点を評価する発注方法とする ●【契約内容】 <ul style="list-style-type: none"> ▶必要な条件や想定されるリスクを契約書に追記 ●【契約期間】 <ul style="list-style-type: none"> ▶事業者自ら検討・検証を実施、改善を図り、性能発注の特性を発揮できるよう、契約期間を拡大 ●【事業全体の枠組み】 <ul style="list-style-type: none"> ▶事業者の自由度を高めて性能発注の特性を生かすため、業務内容の拡大や見直しを実施 ●【広報等】 <ul style="list-style-type: none"> ▶包括管理事業をもっと市民に知ってもらう取組の実施を検討
	作業量	典型的な業務（日常の清掃等）は、作業量は概ね妥当であるが、災害対応等の非定型的な業務については、改善する必要がある。	
2.契約内容・事業スキームの妥当性	関係者ヒアリング結果：契約内容・役割分担	事業に支障をきたす大きな問題はないが、事業実施期間中の構成員の変更や提案書の取扱い等、改善したほうがよいと判断される懸念事項がある。	
3.コスト削減効果	H24の維持管理費、包括管理事業額	【(H24維持管理費) - (包括管理事業額) / (H24維持管理費) = 約 6.4%】 「府中市インフラマネジメント計画」では約 10%程度と想定	
4.利用者の評価	地域住民ヒアリング	地域住民の評価は、概ね好評であり、包括管理事業の実施は肯定されたと判断できる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 現行包括管理事業の活動：約 6割が美化を実感 ● 包括管理事業への評価：半数が肯定。事業拡大の意見もあり 	

出典：府中市「道路施設等包括管理検討事業調査報告書」（平成 28 年 2 月）

② 試行業務に向けた改善点

試行業務では、パイロットプロジェクトの評価結果を踏まえ、以下の項目、内容を改善している。

ア 単価契約業務の新設

- ・ 台風などの日常の維持管理と異なる業務及び受注者からの提案による予防保全的な作業を指示するために、対象業務に単価契約を新設
- ・ 国指定天然記念物であるけやき並木通りのケヤキは、事業者のノウハウを活かすことが難しいため、単価契約業務の対象とした。

イ 市内事業者の参加促進

- ・ 市内事業者の受注機会を確保するとともに自由に参加できる仕組みとした。

ウ 事業内容周知の強化

- ・ 本事業の受注者が、直接市民からの要望相談を受け付けられる仕組みであることを周知するため、広報ふちゅうやホームページへの掲載のほか、対象区域内の自治会への回覧や、文化センターへのチラシの設置を行い、市民が本事業を目にする機会を増やした。

出典：府中市「府中市道路等包括管理事業推進方針」令和2年5月

2) 試行業務

北西地区包括管理事業の評価として、下表の視点・項目で評価を行っている。

対象区域と業務を拡大したことで、狭い範囲で単独の委託を行うよりもスケールメリットが得られたことも確認した。

市民サービスの向上や管理経費の削減といった事業目的を達成できる有効な事業であると評価している。

本運用に向けては、1 地区当たりの事業規模を試行業務同等以上として市域を 3 地区に分割して発注すること、事業期間を原則 3 年間として人材や経営資源を安定して確保できるようにすることなど、市内事業者の参加意欲を高めるとともに、事業者間での競争原理が働くような条件を設定することとしている。

表 2-23 項目別効果の整理

視点	項目	効果	評価
市における効果	予防保全	○	・現状、市民からの要望相談件数が約 3 割以上
	管理経費	○	・約 2.6%の管理削減効果。予防保全効果を考慮すると市民へのサービス水準及びコストパフォーマンスの向上につながる
	業務負担	○	・市職員の発注業務と支払業務の件数が大幅に削減、現・地確認の手間と時間が削減
	業務負担の追加・変更	△	・追加された業務が定型的なものであり、性能規定のメリットが活かせなかった
受注者における効果	複数年度契約	○	・作業効率につながった ・計画的、安定的に業務に当たることができた ・物価上昇のリスクもあった
	複数業務の包括契約	○	・迅速に複数の工種の対応ができ、市民サービスの向上に寄与できた ・事業規模が 1 億円程度で、専任の業務統括責任者が配置できた
	性能発注	○	・自主的に判断、作業できた ・採算性の確保につながった ・理解するまでに時間を要した
市民における効果	市民の感じ方	○	・市民アンケートの結果、事業実施前と同等以上の維持管理ができていると評価

※「府中市道路等包括管理事業運用方針」（令和 2 年）に基づき本業務で作成効果○、△は府中市道路等包括管理事業運用方針に記載されていたもの

3. 三条市

3-1. 導入可能性調査

(1) 包括的民間委託の目的設定

1) 検討・実施経緯

三条市では、平成 27 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書において、包括的民間委託の目的、取組方針を以下のとおり整理している。

- ・民間においては、安定した収益および経営の見通しの確保が目指す姿となる。これにより、市においては雇用や機械の確保が図られることで、官においては担い手の確保、市民においてはサービスレベルの向上が期待できる。また、実現には、事業量確保や民間企業の創意工夫の余地拡大のための業務規模の拡大や複数年での契約、性能規定の導入などが必要である。
- ・官においては、職員にしかできない業務に注力するための維持管理体制を構築することが目指す姿となる。これにより、計画的な管理が実施でき、市民サービスの向上に繋がる。この実現には、実施基準の明確化や実施の要否判断の方法を明確にする必要がある。
- ・市民（高齢者）においては、意欲や能力に応じた活躍の場が整備され、社会参画できる状況が目指す姿となる。これにより、官においては地元管理を継続でき、民間においても有償ボランティアなどによる担い手の確保が期待できる。この実現のためには、高齢者が意欲・能力を發揮できる環境を整備することが有効と考えられる。
- ・これらより、官・民間・市民のそれぞれにとって望ましい姿、目指す姿の実現のためには、包括的民間委託の導入、潜在的担い手の掘り起しが必要であると整理した。

表 3-1 三条市における包括的民間委託の導入経緯

年月	実施項目・内容等
平成26年9月	「三条市社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会」を設立
平成27年3月	「三条市総合計画」を策定（包括的民間委託への移行を打ち出し）
平成27年5月	「三条市公共施設包括的民間委託検討会」を設立し、検討を開始
平成28年3月	検討会から包括的民間委託を推進する提言書を市長宛に提出
平成29年4月	「嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託」1期目スタート
平成30年8月	「地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査」実施
平成31年4月	「包括的維持管理業務委託」2期目スタート（嵐北地区の拡大、下田地区の追加）
令和 3年7月	「包括的維持管理業務委託」2期目スタート（栄地域の追加）

※三条市「令和 2 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託改善検討調査業務報告書」（令和 3 年 3 月）を基に本資料にて作成

2) 現状・課題の整理

包括的民間委託を導入するに当たり、社会インフラの老朽化状況、災害発生時の対応及び維持管理状況（体制の現状、維持管理系の業務の発注状況、直営業務の従事状況、地域建設業の現状、人口構造と高齢者の社会参画状況等）を整理することにより、インフラの維持管理の現状を把握した。維持管理の課題を以下のとおり抽出している。

表 3-2 社会インフラの維持管理における課題（三条市）

主体	課題の内容
官側の課題	適切な維持管理を持続できなくなることが懸念される。
民間側の課題	事業の継続性が危ぶまれることが懸念される。
市民側の課題	高齢者にとっては活躍の場を得られず活力が低下すること、市民全般にとっては安心してインフラを利用できなくなることが懸念される。

※三条市「平成 27 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」（平成 28 年 2 月）を基に本資料にて作成

(2) 委託内容の検討

1) 導入範囲

当初の検討では、民間に委託可能な業務を、「行政判断を伴う業務」、「行政権の行使を伴う業務」以外の業務とした上で、直営業務及び現在の委託業務を踏まえて対象業務を決定した。

嵐北地区（2 期）以降では、橋梁定期点検業務や橋梁維持管理業務等、業務の拡大を図っている。

表 3-3 三条市包括的維持管理業務委託における業務一覧

業務項目		嵐北地区（1 期） （H29.4～H31.3）	嵐北地区（2 期） （H31.4～R6.3）	下田地域 （H31.4～R6.3）	栄地域 （H3.7～R6.3）
総 価 契 約	計画準備業務	直営業務の引継ぎ含む計画準備	直営業務の引継ぎ含む計画準備		直営業務の引継ぎ含む計画準備
	全体マネジメント業務	総括業務責任者、業務実施責任者の配置	総括業務責任者、業務実施責任者の配置		総括業務責任者、業務実施責任者の配置
		提出書類の作成、提出	提出書類の作成、提出		提出書類の作成、提出
		会議の設置、運営	会議の設置、運営		会議の設置、運営
	窓口業務	受付業務	受付業務		受付業務
		電話対応業務	電話対応業務		電話対応業務
		市業務の支援	市業務の支援		市業務の支援
	巡回業務	通常巡回、徒歩巡回	通常巡回、徒歩巡回		通常巡回、徒歩巡回
		異常時巡回	異常時巡回		異常時巡回
	道路維持管理業務	（※該当なし）	（※該当なし）		計画的舗装補修業務
		舗装補修業務	舗装補修業務		舗装補修業務 （異常確認箇所）
		側溝補修業務	側溝補修業務		側溝補修業務
		防護柵補修業務	防護柵補修業務		防護柵補修業務
		道路照明・防犯灯補修業務	道路照明・防犯灯補修業務		道路照明・防犯灯補修業務

業務項目	嵐北地区 (1期) (H29.4~H31.3)	嵐北地区 (2期) (H31.4~R6.3)	下田地域 (H31.4~R6.3)	栄地域 (H3.7~R6.3)
	標識補修業務	標識補修業務		標識補修業務
	反射鏡補修業務	反射鏡補修業務		反射鏡補修業務
	消雪井戸補修業務	消雪井戸補修業務		消雪井戸補修業務
	(※該当なし)	消雪パイプノズル点検業務		消雪パイプノズル点検業務
	消雪パイプ補修・ノズル調整業務	消雪パイプ補修業務		消雪パイプ補修業務
	電気設備補修業務	電気設備補修業務		電気設備補修業務
	除草業務	除草業務		除草業務
	清掃業務	清掃業務		清掃業務
	植栽等維持管理業務	植栽等維持管理業務		植栽等維持管理業務
	(※該当なし)	橋梁定期点検業務		橋梁定期点検業務
	(※該当なし)	橋梁維持管理業務		橋梁維持管理業務
	(※該当なし)	(※該当なし)		道路照明点検業務
	(※該当なし)	有償ボランティア事業を活用した道路維持管理業務		有償ボランティア事業を活用した道路維持管理業務
公園等維持管理業務	施設修繕業務	施設修繕業務		施設補修業務
	遊具補修・設備保守業務	遊具補修・設備保守業務		遊具補修・設備保守業務
	浄化槽清掃・定期点検業務	浄化槽清掃・定期点検業務		浄化槽清掃・定期点検業務
	照明灯補修業務	照明灯補修業務		照明灯補修業務
	植栽等維持管理業務	植栽等維持管理業務		植栽等維持管理業務
	清掃業務	清掃業務		清掃業務
	除草業務	除草業務		除草業務
	(※該当なし)	(※該当なし)		公園遊具点検業務
有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	有償ボランティア事業を活用した公園等維持管理業務		有償ボランティア事業を活用した公園等維持管理業務	
水路等維持管理業務	水路等維持管理業務 (業務受託者が行う補修は1件50万円未満)	水路等維持管理業務 (業務受託者が行う補修は1件130万円未満)		水路等維持管理業務 (業務受託者が行う補修は1件130万円未満) 東光寺ポンプ場点検保守業務
	引継業務(業務受託者と次期業務の実施者が異なる場合に実施)	引継のために必要な資料作成 引継会議への出席		引継のために必要な資料作成 引継会議への出席
単価契約	除雪業務	除雪		(※該当なし)

※嵐北地区 (1期)、嵐北地区 (2期)、下田地区、栄地区のそれぞれの要求水準書を基に作成

2) 対象区域

対象区域を設定するに当たり、以下の視点や市の基本的な行政区画などを踏まえて、7つの対象区域を設定の上、比較検証し、導入に適した区域を検討した。当初は試行業務として、市街地の一部を嵐北地区（1期）として実施し、その検証を踏まえて嵐北地区の拡大、他地域への展開を勧めている。

- 1.住民の視点「地域に精通している企業が迅速に対応できる区域」、「住民が包括的民間委託の対象とする地域や施設を認識しやすい区域」
- 2.事業量の視点「受注者が年間を通じて事業量が確保できる区域」
- 3.民間側体制の視点「共同受注において受注者の体制構築が可能な区域」

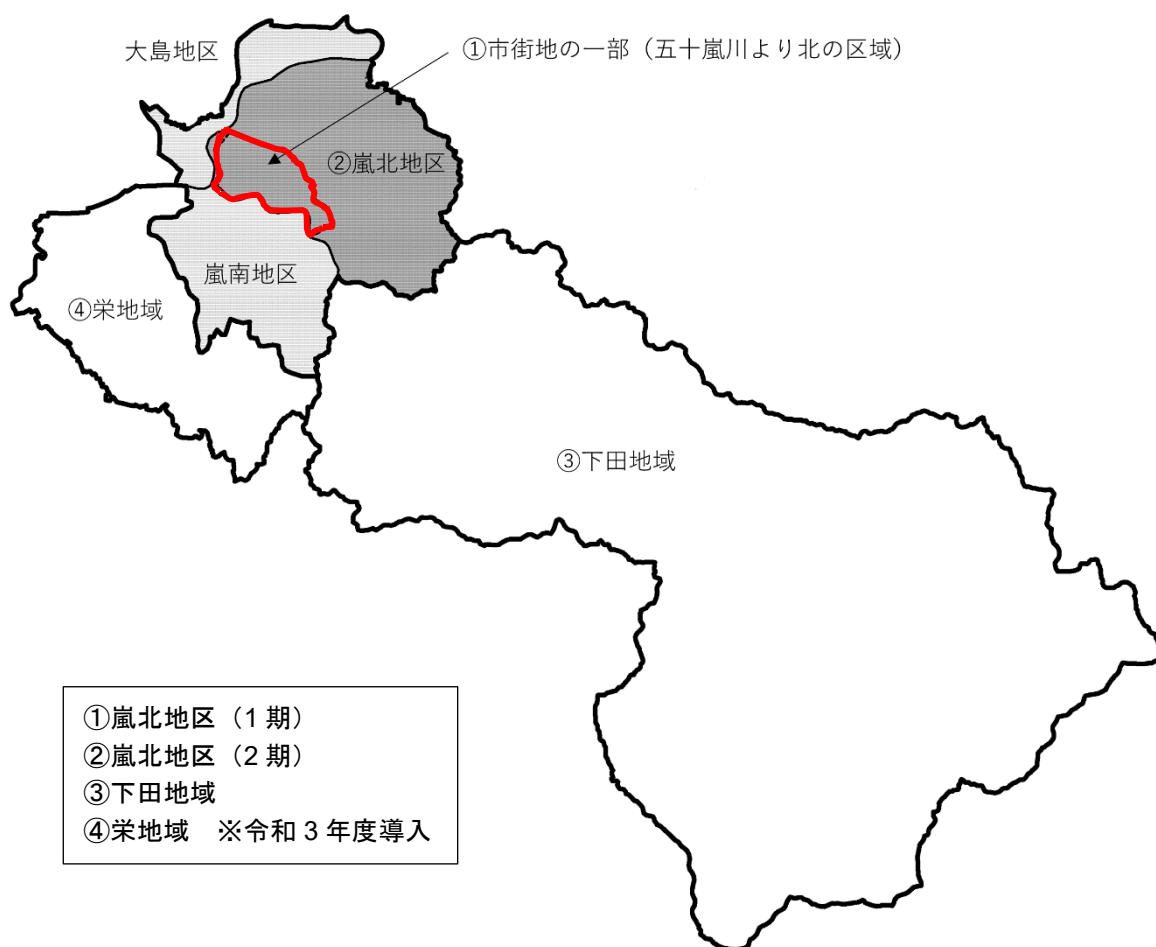


図 3-1 三条市における包括区域検討の対象

※三条市「平成27年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」（平成28年2月）を基に本資料にて作成

検討の際には、アンケート調査により把握した情報を基に、区域ごとの企業数、事業量、企業の規模や事業継続性を比較整理している。

表 3-4 区域間の比較検証のための分析項目

分析の視点	分析項目
住民サービスの視点	企業数 (災害、損傷現場にすぐ駆け付けられるところに企業の拠点があるか)
事業量の視点	事業量 (全体/業種別)
民間側体制の視点	受注体制の経営規模 (各企業の従業員数、技術力や事業対応力のある企業)
	各企業の事業継続性 (年齢構成・保有機材)

※三条市「平成 27 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」(平成 28 年 2 月) を基に作成

表 3-5 区域検討における分析対象データ

保有データ	保有データから抽出し、分析に用いる情報
入札参加資格保有企業リスト	企業数、格付け
民間企業アンケート調査結果	従業員数、年齢構成、保有機材、維持管理業務への関心有無
業務日報	直營業務件数
委託実績	工種ごとの委託費用

出典:三条市「平成 27 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」平成 28 年 2 月

表 3-6 地域間の比較検証の例

検証項目	全域	三条	栄	下田	嵐北	嵐南	市街地
区域・業種ごとの入札参加資格保有企業数 (入札参加資格保有企業リストより分析)	○	○	○	○	○	○	○
事業量 (直営及び委託業務量の金額、委託先企業数等より分析)	◎	◎	△	○	○	○	○
業種別の事業量 (直営及び委託業務量の金額、委託先企業数等より分析)	○	○	△	△	○	○	○
従業員数	○	○	△	△	○	△	○
従業員の年齢構成 (50 歳以上の従業員が占める割合を分析)	○	○	△	△	○	○	○
保有機材 (ダンプ・トラック等機材ごとの保有数を分析)	○	○	○	○	○	○	○

※三条市「平成 27 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」(平成 28 年 2 月) を基に本資料で作成

3) 契約期間

契約期間は、嵐北地区（1期）の契約期間を2カ年としている。

嵐北地区（2期）では、「契約期間が2カ年であるため2年目には次年度の対応を市民に約束できず、調整の余地がほとんどない」ことや「エリアが小さい／施設数が少ないため人員配置が非効率となり、利益確保に苦慮」している等の民間企業の意見を踏まえ、契約期間を5カ年としている。栄地域は、他の地域・地区での終了時期に合わせて契約期間を3カ年としている。

表 3-7 契約期間について

		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
三条地域	嵐北地区	1期（2年間）				2期（5年間）		
	嵐南地区							
	大島地区							
栄地域						3年間		
下田地域				5年間				

※三条市「令和2年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託改善検討調査業務報告書」（令和3年3月）を参考に作成

4) リスク分担

三条市ではリスク分担表等を受注者に呈することにより、かえって業務の実施において受注者のリスクが浮かび上がり受注者が委縮するという意見があった。そのため、リスク分担表は、嵐北地区（1期）では契約図書には直接掲載することはせず、業務の実施において必要な部分について契約書の条文に反映されている。

嵐北地区（2期）からは、業務要求水準書にリスク分担表（案）を添付している。リスク分担表（案）はP3-19を参照。

5) 事業者の選定

① 事業者選定方式

嵐北地区（1期）より、全ての業務で公募型プロポーザル方式を採用している。当初から採用した理由は、応募者から業務実施に際して提案や創意工夫を求めることが望ましいと考えたためとされている。

② 参加資格要件

参加資格要件の検討にあたっては、日常的な維持管理を担う視点から、嵐北地区（1期）では市内企業3者以上10者以内で構成される共同企業体を要件としている。

嵐北地区（2期）以降は市内企業の育成の視点で、建設コンサルタントについては過去5年以内に、国、県又は市が発注する道路橋定期点検要領（国土交通省道路局）に準拠した橋梁定期点検業務の受注実績を有していれば、新潟県内に本社、本店又は営業所を有する者を構成員に含むことができるとしている。栄地域の参加資格要件はP3-15を参照。

(3) マーケットサウンディング

① 嵐北地区（1期）

包括的民間委託業務を準備する前の段階で、実施予定の業務概要、施設に関する十分な情報、今後のスケジュール等を公開している。

表 3-8 民間事業者向け説明会の実施概要

	日時	場所	内容
説明会	平成 28 年 4 月 29 日	三条市三条東公民館	可能性調査結果の説明
調査 第 1 回	平成 28 年 7 月 1 日	三条市中央公民館	業界団体ごとに包括の説明及び 意見の徴収
調査 第 2 回	平成 28 年 11 月 25 日	三条市中央公民館	包括の概要説明及び質疑応答
公告日	平成 29 年 1 月 6 日	—	—

※三条市へのヒアリング結果より

② 栄地域

新たな実施区域の設定に向けて、令和 2 年 11 月、市域全体の業者を対象に WEB アンケートを実施しており、この中で包括的民間委託への参画意欲について質問している。

なお、公募前の事業概要説明会は実施されていない。

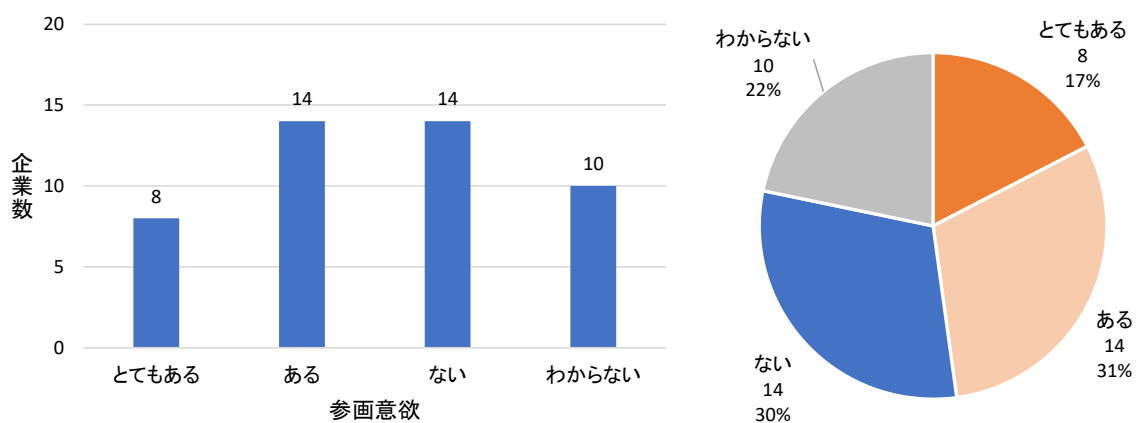


図 3-2 包括的民間委託への参画意欲 (N=46)

出典：三条市「令和 2 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託改善検討調査」令和 3 年 3 月

(4) 導入効果の検証

1) 定性的な効果

嵐北地区（1期）の導入可能性検討段階において、事業サービス価値は、行政コストの効率化、市民サービスの向上の観点で、官・民間・市民の視点での包括的民間委託導入により想定される効果を整理している。

表 3-9 定性的な効果について（行政コストの効率化及び市民サービスの向上）

業務	官・市民の視点	民間・市民の視点
①除雪の効率化 現状：除雪区間、除雪を実施する組織（会社等）が指定され、単価契約により実施	<ul style="list-style-type: none"> 企業間で補完関係が成立すること（除雪担当区間をまたがる相互乗り入れ）により、除雪作業実施の確実性が高まる ⇒【市民】除雪の確実性が高まることによりサービスが向上する 総移動距離が減少することにより除雪費の削減が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 区域内で除雪計画立案時において、企業間での融通がきくようになる 相互乗り入れができるようになり、降雪・積雪の状況に応じて柔軟に対応した除雪の実施が可能になる ⇒【市民】除雪の確実性が高まることによりサービスが向上する
②舗装補修の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 直営分と委託分を一体化するとともに、基準に基づく実施判断を民間に委ねることで、書類作成手続きの大幅な簡素化や現地確認の負担軽減につながる ⇒【市民】事象確認から対応完了までの時間短縮化により危険箇所の早期解消につながる 民間の創意工夫により対策の品質が向上し、迅速な対応により施設劣化の軽減が図れる 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の創意工夫の余地が生じ、コスト削減による削減分（一部）が収益になる ⇒【市民】民間の創意工夫により対策の品質向上（長持ちなど）が期待でき、損傷が繰り返し発生する可能性が低減する
③複数業務化	<ul style="list-style-type: none"> 複数の所管課（建設課、上下水道課・農林課）をまたいだ巡回実施により重複分の効率化（巡回時間・コストの短縮）を図ることができる 舗装補修（建設課）、管路補修（上下水道課）を一体で実施することによる舗装工事の効率化を図ることができる ⇒【市民】工事規制の実施頻度を少なくすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回や維持補修を一体で実施することにより、回送の時間（利益を生まない時間）を短縮できることで収益性の向上が期待できる ⇒【市民】巡回や維持補修の一体的実施に伴い、事象確認から対応完了までの時間短縮化により危険箇所の早期解消につながる
④マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 業務のマネジメントを民間に委ねることにより、民間のノウハウの蓄積が早期に進み、地元企業の育成につながる 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理における「守り手」としての地位構築につながる ⇒【市民】維持管理における守り手の存在が市民にとっての安心感の向上につながる
⑤災害対応	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の初動体制が確保できる ⇒【市民】災害時の安全性の向上につながる 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における「守り手」としても地位構築につながる ⇒【市民】災害時における守り手の存在が市民にとっての安心感の向上につながる

出典：三条市「平成 27 年度 地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」平成 28 年 2 月

2) 定量的な効果

① 包括的民間委託導入前のコスト算出

事業量は、発注規模金額や、包括的民間委託の実施効果を測るための事業サービス価値検証に活用することとした。包括的民間委託導入前の維持管理コストは、直営分、委託業務を対象に、包括対象として抽出した業務に対する事業量・費用を算出している。

表 3-10 維持管理業務の内訳

分類	内容
委託業務	民間に委託して実施するもの
直営	市の技能職員が実施するもの
その他	自治会等の地元委託、指定管理者（公園）

出典：三条市「平成 27 年度 地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」平成 28 年 2 月

② 委託業務のコスト算出

委託業務は、委託工事台帳に記された結果を活用し、この中で包括業務に該当するものを抽出した。修繕系業務に関しては、右肩上がりにあることから、今後も平成 26 年度と同等以上は見込めると想定し、平成 26 年度の実績を活用して維持管理費用を算出した。

表 3-11 委託実績を対象とした事業量（維持系業務のみ対象）

単位：百万円

分野	業務	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①道路	道路維持費	108	120	100
	橋梁維持費	2	0	8
	消雪管理費	0	0	17
	除雪業務費	471	254	467
	街灯管理費	0	0	8
	消雪整備費	0	0	9
	小計	581	374	609
②公園	児童遊園費	2	1	1
	公園管理費	4	4	11
	緑地管理費	2	3	6
	小計	8	8	18
③河川	河川管理費	2	1	1
	用悪管理費	17	18	18
	小計	19	19	19
④上下水道	公共	0	2	11
	上水道	43	61	46
	特環	0	2	3
	農集	3	3	9
	小計	46	68	69
⑤農林道	林道	3	5	4
	小計	3	5	4
合計		657	474	719
合計（除雪を除く）		186	220	260

出典：三条市「平成 27 年度 地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」平成 28 年 2 月

③ 直営分（技能職員分）

直営分に関しては、業務内容ごとに活用できるデータが異なるため、業務ごとに対象データを整理した。巡回距離や維持工事の件数には年ごとにバラつきがあり、また、業務別事務処理手順整理シートは平成 26 年度分に限られるなどから、事業量算出に関しては平成 26 年度のデータを対象に実施している。

表 3-12 費用分析をするために活用したデータ

対象業務	対象データ	抽出情報
算出対象となる全業務 (以下の業務も含む)	【建設課・上下水道課・農林課】 業務別事務処理手順整理シート（平成 26 年度）	作業時間（h）
巡回	【建設課】パトロール日報（平成 25・平成 26 年度）	実施延長（km）
	【上下水道課】パトロール日報 （平成 24～平成 26 年度）	実施件数（件）
舗装補修	【建設課】パトロール日報（平成 25・平成 26 年度）	実施件数（件）
	【上下水道課】パトロール日報 （平成 24～平成 26 年度）	実施件数（件）
除雪	除雪計画書 路線ごと除雪延長データ	実施延長（km）
草刈・江漑	草刈実施箇所図 江漑実施箇所図	実施延長（km）

出典：三条市「平成 27 年度 地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」平成 28 年 2 月

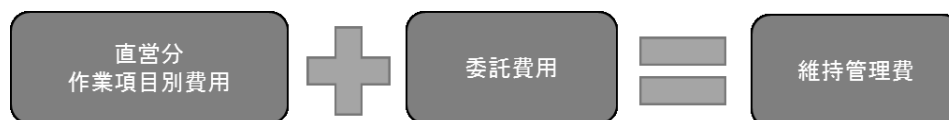
表 3-13 作業項目別直営分維持管理費計算結果・建設課分（平成 26 年度）

作業項目	作業項目別 維持管理費 (千円)	評価指標			評価結果 (単位当たり管理費)	
		指標	数値	単位		
巡回（補修除く）	11,889	実施延長	1,114	km	10.7	千円/km
舗装補修（作業のみ）	63,657	作業箇所数	5,937	箇所	10.7	千円/箇所
除雪	22,046	実施延長	22	km	1,002.1	千円/km
江漑	11,523	延長	11.5	km	998.5	千円/km
除草	10,582	延長	10.6	km	998.3	千円/km
側溝補修	10,053	道路延長	1114	km	9.0	千円/km
砂利道補修	5,497	面積	432	km ²	12.7	千円/km ²
ポンプ運転・ゴミ上げ	5,174	面積	432	km ²	12.0	千円/km ²
安全施設補修	4,556	面積	432	km ²	10.5	千円/km ²
立会	2,940	面積	432	km ²	6.8	千円/km ²
突発事態対処	1,176	面積	432	km ²	2.7	千円/km ²
道路清掃	882	面積	432	km ²	2.0	千円/km ²
合計	149,974					

出典：三条市「平成 27 年度 地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」平成 28 年 2 月

④ 維持管理費の評価

作業項目別の維持管理の算出結果は下図のとおりとなる。このうち除雪に係る部分が約 4.9 億円/年あるが、年ごとの数量変動が激しいことが特徴であるため、合計から除雪を除いた費用で見ると、年間の維持管理費は約 4.7 億円/年となった。



区分	分野	作業項目	維持管理費 (千円)	評価指標			評価結果	
				指標	数値	単位	(単位当たり管理費)	
直営+委託	巡回	巡回	11,889	実施延長	km	1,114	10.7	千円/km
	道路維持	舗装補修	123,732	道路延長	km	1,114	111.1	千円/km
		除草	10,582	延長	km	10.6	998.3	千円/km
		側溝補修	26,042	道路延長	km	1114	23.4	千円/km
		砂利道補修	14,239	面積	km ²	432	33.0	千円/km ²
		安全施設補修	11,803	面積	km ²	432	27.3	千円/km ²
		立会	7,615	面積	km ²	432	17.6	千円/km ²
		突発事態対処	3,046	面積	km ²	432	7.1	千円/km ²
		道路清掃	2,284	面積	km ²	432	5.3	千円/km ²
	除雪	除雪	489,046	実施延長	km	624	784	千円/km
	河川 (排水路)	江漕	29,523	延長	km	11.5	2,558.3	千円/km
ポンプ運転・ゴミ上げ		6,174	面積	km ²	432	14.3	千円/km ²	
上下水道管路	上水道	104,895	延長	km	780	134.5	千円/km	
委託	道路維持	街灯管理費	8,000	/				
		消雪管理費	17,000					
		橋梁維持費	9,000					
		橋梁維持費	8,000					
	公園	児童遊園費	1,000					
		公園管理費	11,000					
		緑地管理費	6,000					
	上下水道 (管路)	公共	11,000					
特環		3,000						
農集		9,000						
農林道	林道	4,000						
共通	一般行政職作業	27,572						
合計			955,441					

建設課直営分	177,546	建設課 (技能職+一般行政職)
上下水道課直営分	58,895	上下水道課 (技能職)
委託分	719,000	建設課、上下水道課
合計	955,441	
(うち除雪相当分)	489,046	
(除雪を除いた合計)	466,394	

図 3-3 年間の維持管理費 (平成 26 年度)

出典：三条市「平成 27 年度 地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」平成 28 年 2 月

⑤ 事業サービス価値算出の考え方

嵐北地区 (1 期) の導入可能性検討段階において、包括的民間委託における効果について、市域全体における事業サービス価値は、下図に示すように、維持管理費用 (現況) に対し、維持管理費用 (包括的民間委託) へ移行することにより効率化を図る視点の考え方で整理している。

維持管理費用は、主に事務手続きの簡素化等によりコスト削減を図るとともに、職員しか実施

できない行政判断や政策的判断を伴う業務に注力できる状態を目指した。

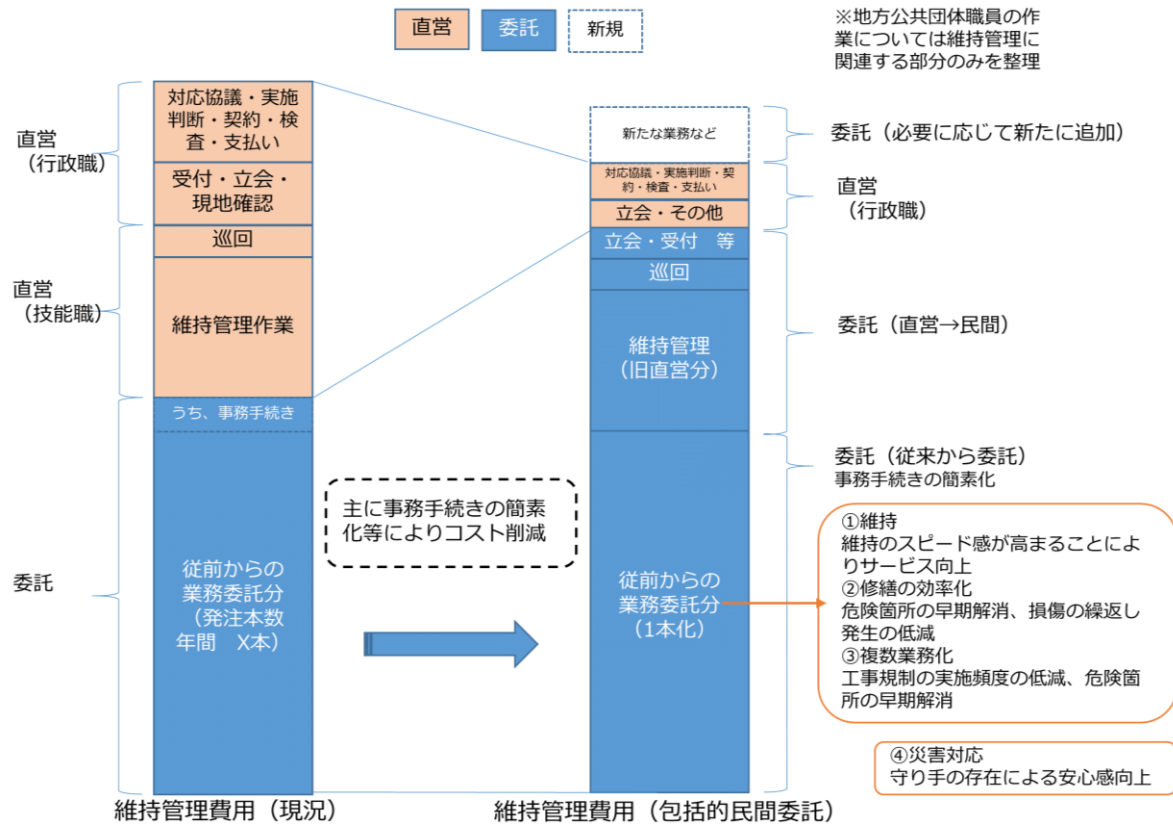


図 3-4 包括的民間委託の定性的・定量的効果のイメージ

出典：三条市「平成 27 年度 地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務報告書」平成 28 年 2 月

3-2. 包括的民間委託の業務発注

(1) 入札図書の作成

令和3年4月に公告された栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託における入札図書は、以下の書類、内容で構成されている。

次頁以降で主な記載内容について概要を示す。

表 3-14 栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託における図書構成

書類	主な記載内容
プロポーザル実施要項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・業務の趣旨 ・業務の概要 ・参加資格要件 ・参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載上の留意事項 ・審査方法及び審査項目 ・技術提案の内容 ・ヒアリングの実施 ・手続き等 ・審査結果の通知 ・業務の実施に関する事項 ・プロポーザルの日程（予定） ・その他 別紙1 参加表明書及び技術提案書作成要領 別紙2 業務受託者選定基準
提出書類様式集	様式（参加表明及び資格確認書類、技術提案提出書類）
業務要求水準書	<ul style="list-style-type: none"> ・総則 ・業務の内容（計画準備業務、全体マネジメント業務、窓口業務、巡回業務、道路維持管理業務、公園等維持管理業務、水路等維持管理業務、引継業務）
業務要求水準書別紙	別紙1 事業実施区域図 別紙2 窓口業務実施要領（案） 別紙3 巡回業務実施要領（案） 別紙4 社会資本の維持管理基準（案） 別紙5 橋梁定期点検業務実施要領（案） 別紙6 橋梁定期点検業務の対象橋梁一覧表 別紙7 公園等維持管理業務の対象公園一覧表 別紙8 有償ボランティア事業を活用した維持管理業務について 別紙9 リスク分担表（案） 別紙10 過年度実績（構成比） 別紙11 見積り参考資料
舗装補修要領（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・「応急的な補修」と「工事対応」それぞれの対応において参考にするための要領

※三条市「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項」（令和3年4月）を基に本資料にて作成

(2) 実施業務（実施要項）

栄地域で実施する業務は、道路・公園・水路の各インフラの管理をマネジメントする全体マネジメント業務を中心に、道路・公園等・水路等の維持管理業務、インフラの維持管理状況を確認するための巡回業務、市民からの苦情要望受付を受け付ける窓口業務等から構成されている。

表 3-15 栄地域資本に係る包括的維持管理業務委託における業務一覧

業務項目・内容	
(1) 計画準備業務	
(2) 全体マネジメント業務	
(3) 窓口業務	
(4) 巡回業務	
(5) 道路維持管理業務	ア 計画的舗装補修業務 イ 舗装補修業務（異常確認箇所） ウ 側溝補修業務 エ 防護柵補修業務 オ 道路照明・防犯灯補修業務 カ 標識補修業務 キ 反射鏡補修業務 ク 消雪井戸補修業務 ケ 消雪パイプノズル点検業務 コ 消雪パイプ補修業務 サ 電気設備補修業務 シ 除草業務 ス 清掃業務 セ 植栽等維持管理業務 ソ 橋梁定期点検業務 タ 橋梁維持管理業務 チ 道路照明点検業務 ツ 有料ボランティア事業を活用した道路維持管理業務
(6) 公園等維持管理業務	ア 施設補修業務 イ 遊具補修・設備保守業務 ウ 浄化槽清掃・定期点検業務 エ 照明灯補修業務 オ 植栽等維持管理業務 カ 清掃業務 キ 除草業務 ク 公園遊具点検業務 ケ 有償ボランティア事業を活用した公園等維持管理業務
(7) 水路等維持管理業務	ア 水路等維持管理業務 イ 東光寺ポンプ場点検・保守業務
(8) 引継業務	

※三条市「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項」（令和3年4月）を基に本資料にて作成

(3) 参加資格要件（実施要項）

1) 企業の参加資格要件

参加企業には、建設業法の許可要件（1者以上、格付）、地域要件、業務実績要件、技術者配置要件を以下の通り定めている。

- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業の許可を得ている構成員を1者以上含むこと。なお、代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業の許可を得ている構成員とすること。
- ・ 三条市建設工事入札参加資格者名簿（平成29・30年度）において、土木一式工事で格付等級がB以上で登録されている構成員を1者以上含むこと。
- ・ 構成員は、三条市内に本社、本店又は営業所を有する者であること。ただし、契約期間内において、「橋梁定期点検業務」に関して、技術力向上を目的とした参画であれば、新潟県内に本社、本店又は営業所を有する者を構成員に含むことができる。
- ・ 過去5年間（平成26年度以降）に三条市から次に示す各業務を元請として受注した実績がある構成員（組合等の構成員としての受注実績も認めるものとする。）を含むこと。
- ・ 除雪、舗装補修、江渌、電気工事、樹木等維持管理
- ・ 総括業務責任者を1名配置できる者であること。
- ・ 「巡回業務」、「除雪業務」、「橋梁定期点検業務」、「補修業務」、「樹木、芝生等管理業務」及び「電気工事」の各業務について、業務実施責任者を配置できる者であること。

2) 技術者の配置、資格・要件

配置予定技術者は、市場調査で得た地域の民間事業者の技術者の保有状況等から、適正な資格、経験を保有する技術者の配置を要求している。

ア 総括業務責任者

総括業務責任者は、本業務の管理を行う責任者として、技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士のいずれかの有資格者である者とする。

イ 業務実施責任者

業務実施責任者は業務ごとに以下の資格及び業務実績を有する者とする。総括業務責任者と業務実施責任者の兼務及び複数の業務実施責任者の兼務は不可とする。ただし、巡回業務実施責任者については、総括業務責任者又は他の業務実施責任者との兼務を認める。

表 3-16 業務実施責任者に求める資格と業務実績要件

業務実施責任者	必要な資格	管理業務実績
巡回業務	技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）又は1級若しくは2級土木施工管理技士	
橋梁定期点検業務	技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）、1級土木施工管理技士又はME新潟（構造、構造+防災） ※年度当初にタブレット点検に関する講習を受講すること。	
補修業務（路面、舗装、構造物、里道、水路等）	技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）又は1級若しくは2級土木施工管理技士	道路補修、舗装補修又は江渌
樹木、芝生等管理業務（道路公園の樹木、芝生管理、除草等）	技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）又は1級若しくは2級造園施工管理技士	樹木等維持管理
電気工事（照明、電気設備等）	技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）又は1級若しくは2級電気工事施工管理技士	電気工事
除雪業務	技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）又は1級若しくは2級土木施工管理技士	除雪

出典：三条市「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項」令和3年4月

(4) 委託料支払方法（実施要項）

委託料の支払いは総価契約を採用している。総価契約部分の委託費の支払い方法については、委託料を委託期間内の各年度において、委託料の5割程度を四半期ごとに支払うこととしている。

(5) 契約関係項目（実施要項）

包括的民間委託のリスクや業務特徴を踏まえ、包括的民間委託のための契約書を作成している。技術の移転を円滑に進めるため、業務開始前に地方公共団体の技術者と受注者による合同会議を実施している。

市職員が自ら実施していた業務（直営業務）については、実施手順、実施内容については簡易な記載とし、要求水準書別紙により過年度実績を示し、応募者が業務の内容を把握し、提案書や見積書を作成できるようにしている。

※これまで直営対応として実施してきた業務（直営対応分の実績額は、職員の業務実施時間をもとに換算）

※上記以外の業務に関しても、直営対応分に関しては同様に換算したものを含む。

表 3-17 予定価格の積算方法とその内容

積算手法		内容
以前から委託を行っていた業務	発注実績	従来からの民間委託業務については過年度の発注実績（金額）があることから、発注実績に基づき必要な金額を算出する。
以前は直営で行っていた業務	職員の業務従事実績	直営業務に係る地方公共団体職員の従事時間について、時給当たりの金額に換算し人件費分を積み上げて算出する。
	条件設定に基づく積上げ	包括的民間委託により新たに追加する業務で、発注実績がない場合、想定される人工及び直接経費を想定し算出する。 (例：マネジメント担当者における人工について、週に1日従事×50週で積上げ)

※三条市への意見照会結果に基づき作成

(6) 要求水準（業務要求水準書）

要求水準書の作成に当たっては、担当職員へのヒアリングや過去の維持管理記録を分析することで、現況を把握し、その結果から維持管理基準を設定している。

舗装の補修に係る要求水準は、性能規定を採用している。

(ア)幹線市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する。

(イ)その他市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

出典：三条市「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託業務要求水準書」令和3年4月

要求水準には、性能規定だけでなく、仕様規定も採用されている。

(4) 巡回業務

巡回業務は、三条市が所管する道路、公園、法定外公共物といった社会資本が常時良好な状態に保たれるよう、施設の状態を把握し、異常事象を未然に防ぎ、また、それらの事象が発生した場合は適宜対応する。あわせて、三条市等が管理する社会資本において必要な情報及び資料を収集する。

巡回業務は、通常巡回・徒歩巡回、異常時巡回から構成する。

【別紙3】「巡回業務実施要領（案）」に基づき巡回実施計画書を作成し、巡回を行う。

巡回業務実施責任者は業務受託者が巡回を適正に実施するためにおくもので、巡回実施計画書を作成、定期的に巡回者を適切に指導、教育するなど巡回に関する管理を行う。巡回者は、巡回に関わる法令、通達、要領を理解し、巡回業務実施責任者の指導のもとに適切に巡回を行うものとする。

一級・二級市道（幹線市道）は1か月に1周、その他市道は6か月に1週の頻度で行い、都市公園は週1回、その他の公園は月2回、児童遊園は月2回、緑地は月1回の頻度で行う。

出典：三条市「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託業務要求水準書」令和3年4月

(7) リスク分担（業務要求水準書）

リスク分担表（案）は、維持管理業務に特徴的な一部のリスク項目については説明も記載されている。

表 3-18 栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託に関するリスク分担表案（共通）

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	受注者	
共通	募集 リスク	応募手続 リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更により生じる追加費用等	○	
		契約リスク	市の責めに帰すべき事由により、受注者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
			受注者の責めに帰すべき事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等		○
			市および受注者のいずれの責めにも帰さない事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
	制度 関連 リスク	法令変更 リスク	本事業に関する法令の変更・新設による増加費用等	○	
			広く一般的に適用される法令の変更・新設による増加費用等		○
		税制変更 リスク	本事業に直接的に影響がある税制の変更・新設による増加費用等	○	
			上記以外の税制の変更・新設による増加費用等		○
		許認可 リスク	市が取得すべき許認可（例：占用許可）の遅延により生じる増加費用等	○	
	受注者が取得すべき許認可の遅延により生じる増加費用等			○	
	政策変更 リスク	市の政策変更により、事業の内容が変更又は中止される場合に生じる増加費用等	○		
	社会 リスク	住民対応 リスク	市の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
			上記以外の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
		環境問題 リスク	受注者が行う業務に関する騒音、振動、有害物質の排出等により生じる増加費用等		○
	第三者賠償 リスク	市の帰責事由（例：既存施設の隠れたる瑕疵、要求水準の設定に起因する瑕疵）により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○		
受託者の業務に起因した第三者への損害及び管理施設の損壊を与えた場合の賠償責任			○		
経済 リスク	物価変動 リスク	物価変動による追加費用等	○※1		
事業中止・延期 リスク	市の政策変更、指示等による事業の中止又は延期		○		
	上記以外の事由による事業の中止又は延期			○	
不可抗力 リスク	地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象により生じる追加費用等	○※2			

凡例 ○：リスクが顕在化した場合に負担を負う

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

※1 物価変動リスク

インフレやデフレなど物価の急激な変動への対応は、受発注者間の協議により決定する。

※2 不可抗力リスク

天災その他自然的又は人為的な事象であって、市及び受注者のいずれにもその責を帰すことのできない事由（経験ある市及び受注者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）により発生する維持管理の対応については設計変更の対象とする。

出典：三条市「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託業務要求水準書」令和3年4月

《不可抗力の具体例》

1). 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

2). 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

3). その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

※：庁舎事業契約書（国土交通省）を参考に作成

表 3-19 リスク分担表案（維持管理作業、契約終了時）

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	受注者	
維持管理作業	計画変更リスク	市の指示により生じる追加費用等	○		
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○	
	性能リスク	要求水準の未達による増加費用等		○	
	維持管理費増大リスク	市の指示による基準改定、委託内容・用途の変更により生じる追加費用等	○		
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○	
	維持管理リスク	施設の経過に伴う施設の劣化に対して受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによる施設の損傷に伴う費用等	○※3		
		事故リスク	受注者の維持管理業務実施中に発生する交通事故、施設損傷等の事故		○
		施設瑕疵未発見リスク	巡回、定期点検等で発見すべき施設の瑕疵の見逃し	○※4	
	受付業務	運営費増大リスク	市の指示により生じる追加費用等	○	
			上記以外の事由により生じる追加費用等		○
需要変動リスク		受付件数の増減		○	
利用者対応リスク		受注者の業務範囲についての利用者からの苦情やトラブル等への対応		○	
	上記以外の利用者からの苦情やトラブル等（住民からの改善要望）への対応	○			
契約終了時	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保	○※5		
	移管手続リスク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		○	

※3 施設損傷リスク

「通常利用での劣化」「施設管理の瑕疵等、受注者の責め」による施設損傷リスクは、受注者が負うこととする。ただし、1件あたり130万円以上の施設損傷については事業者の業務範囲とはしない。また、「施設設置の隠れた瑕疵等、市の責め」「特定の第三者の責め」による施設損傷リスクは、市が負うこととする。

なお、災害発生を要因としたリスクについては不可抗力で整理できる。

※4 施設瑕疵未発見リスク

巡回業務は、施設の損傷状況や、補修必要箇所の確認を行うことが業務に含まれるが、巡回において緊急補修必要箇所が発見できなく事故等が発生した場合でも、受注者のリスクとはしない。ただし、受注者は「善管注意義務」を果たすことを前提とする。

※5 契約終了時の性能リスク

補修を対象とした業務については契約終了後1年間とするが、補修業務以外の業務については、契約終了時に所定の性能が発揮されていればよいものとする。契約終了時において業務要求水準を満たしているかどうかの調査は市で行うこととし、未達があった場合は、受注者に補修を求めることとする。

出典：三条市「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託業務要求水準書」令和3年4月

(8) モニタリング（業務要求水準書）

モニタリングは、書類提出による業務実施状況の確認に加え、官民による会議体における業務実施状況等の報告により実施している。

1) 書類提出による業務実施状況の確認

三条市では、事業者は下表に示す業務計画書、日報、月報、受付簿、箇所別実施調書を作成するとともに、業務状況が要求水準を満たしているかセルフモニタリングを実施し、市にその結果を提出する。

- ・ 市は、受注者が実施するセルフモニタリング結果（業務実施）の確認を行い、自らの費用において、履行確認、市民満足度調査等の随時モニタリングを実施する。
- ・ 市は受注者が提供する書類を基に、業務の実施状況を監視（測定・評価）する。その結果については、必要があれば受注者に通知する。受注者が業務要求水準を満たしていない場合、市は受注者に対して改善指示をすることがある。

表 3-20 モニタリングのための書類及び記載内容例

提出書類	提出時期	記載内容 (市でモニタリングする内容)
業務計画書	業務開始前までに提出する。 変更時は、変更業務計画書を提出する。	実施方法、実施体制、実施や判断の基準（市が提示した基準を踏まえて、受注者が要求水準を確保するための方法を記載）等
日報 (巡回日報)	実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。	日付、作業者、巡回地区（区間）、配置、人員数等
受付簿	窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する。毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については受付簿とは別に、三条市に報告する）。	受付日時、依頼者、内容、対応者、対応種別、対応状況等
箇所別実施調書	業務の実施状況については、箇所別実施調書に記載する。毎週、箇所別実施調書を週報として取りまとめ、監督職員指定期日までに三条市に報告する。	受付日時、依頼者、内容、対応者、対応種別、対応状況、処置、工種分類等
業務実施数量表	工種ごとの業務実施数量は、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に報告する。	業務実施数量

※三条市「地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査報告書」（平成31年3月）及び三条市「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項」（令和3年4月）を基に本資料にて作成

2) モニタリング実施状況

モニタリングの実施状況は以下の通りである。

表 3-21 三条市におけるモニタリングの実施状況について

	項目	実施状況
1) 提出書類	・月報の確認は、月例会議までに完了するか	・月例会議で提出される
	・月報確認に要する平均時間ほどの程度か	・30分~1時間程度
	・月報の確認結果を月例会議で議論するか、書面報告だけか	・月例会議において確認する
	・月報以外に追加の提出は求めたか	・定例報告で追加資料を求めることはない
2) 月例会議	・開催者	・JV主導で日程調整・議題提示
	・市の出席人数	・2名程度、橋梁や樹木等が議題の時は1~2名追加
	・会議時間	・30分~1時間程度
	・会議方法（対面／WEB）	・対面が基本、WEBも併用
	・会議内容	・受注者からの報告が主体
・臨時開催の有無（年間）	・臨時の開催は、なし	
3) 調整会議	・開催者	・JV主導で日程調整・議題提示
	・市の出席人数	・2名程度、橋梁や樹木等が議題の時は1~2名追加
	・会議資料について	・JVが資料作成。事前に市から改善課題を提示してJVに準備してもらうこともある
	・会議時間	・1時間~1.5時間程度
	・会議方法（対面／WEB）	・対面が基本、WEBも併用
	・会議内容	・受注者からの報告が主体
	・臨時開催の有無（年間）	・臨時の開催は、なし

※三条市への照会結果に基づき作成

3) モニタリング結果に基づいた減額措置

モニタリング結果に基づく減額措置規定はない。

3-3. 事業効果・課題検証

1) 嵐北地区（1期）

嵐北地区（1期）の業務2年目において、業務の実施状況及び事業者ヒアリングを踏まえ、包括的民間委託導入による効果及び課題を整理し、次期契約に向けた業務範囲（区域、対象業務等）の拡大及び課題の改善検討を行っている。

受発注者双方において契約書作成等の手間等が軽減されているとの声がある一方、対象区域が市の一部であることから、「職員にしかできない業務への注力」の効果を実感できていない」などの課題が挙げられている。

事業実施後に自治会長に対してアンケートを実施し、包括的民間委託による維持管理業務に対する評価を行う他、業務実施状況及び事業者ヒアリングを踏まえ、包括的民間委託の導入による効果及び課題を整理している。

<事業実施後の市民アンケートによる評価>

中心市街地の一部区域（道路延長約110km）において包括的民間委託の試行業務を2年間（平成29年～30年度）で実施したが、自治会長に対して行った、「包括になって（道路の補修等に関する要望についての）対応は？」というアンケートの問いに対して、44%の自治会長が「良くなった」、「やや良くなった」と答えたのに対し、「悪くなった」、「やや悪くなった」と答えた自治会長はおらず、結果として、住民へのサービスの質が向上したことがうかがえる。

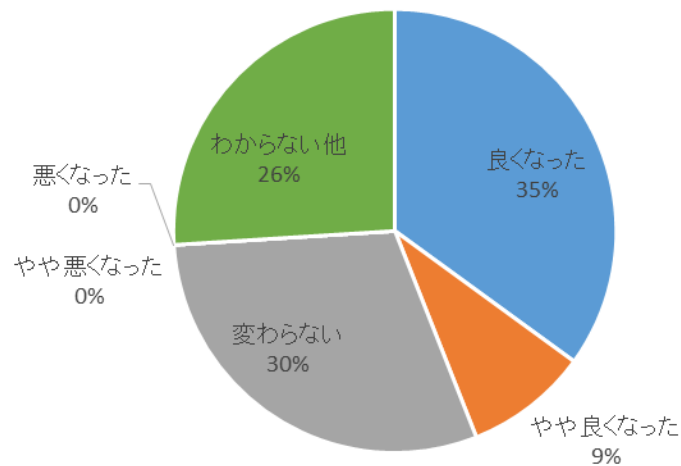


図 3-5 三条市における包括的民間委託の評価（自治会長へのアンケート結果）

出典：三条市提供資料

把握した効果及び課題を踏まえ、次期契約に向けた業務範囲（区域、対象業務等）の拡大及び課題の改善検討を行っている。



図 3-6 課題に対する検討の方向性（三条市の例）

出典：三条市「地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査報告書」平成 31 年 3 月

2) 嵐北地区（2期）

インフラ維持管理に関する市民満足度の把握のため令和2年にWEBアンケートを実施している（包括的民間委託の満足度ではない。）。

市域全体における満足度、重要度の回答結果は下図の通りである。市民満足度の結果も参考に、栄地域の導入可能性について検討されている。

<インフラ維持管理に関する市民満足度アンケート>

調査方法：インターネット調査

調査期間：令和2年11月6日（金）～令和2年11月16日（月）【10日間】

回答数：299

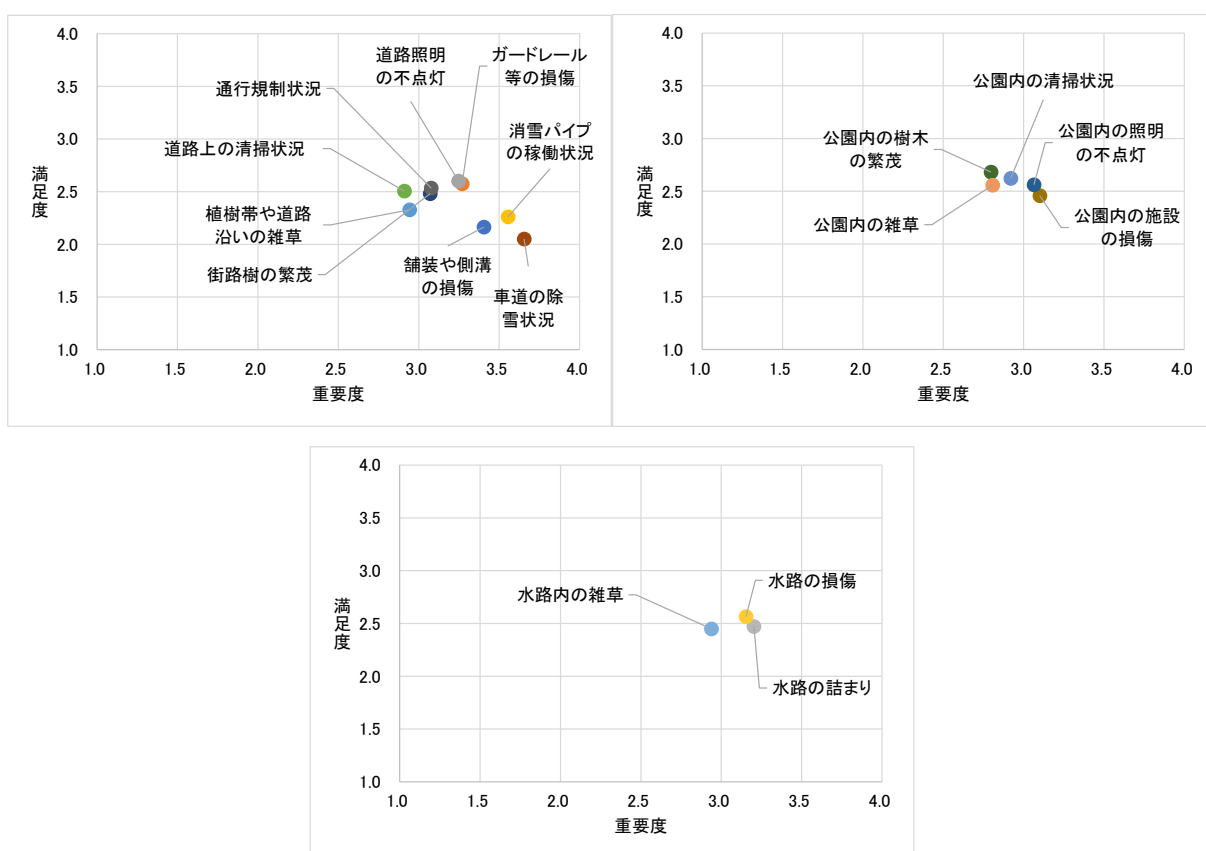


図 3-7 維持管理状況に対する満足度/重要度

出典：三条市「令和2年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託改善検討調査業務」令和3年3月

4. 参考資料

【府中市】

- ・ 「道路施設包括管理検討事業調査報告書」平成 24 年 3 月
- ・ 「道路施設等包括管理検討事業調査報告書」平成 28 年 3 月
- ・ 「府中市道路等包括管理事業推進方針」平成 29 年 4 月
- ・ 「令和元年度道路等包括管理事業の意見交換会の開催結果について
- ・ 「府中市道路等包括管理事業運用方針」令和 2 年 5 月
- ・ 「令和 2 年度府中市道路等包括管理事業効率化方策検討調査」令和 3 年 3 月
- ・ 「道路等包括管理事業高次効率化・拡充化検討」令和 4 年 3 月
- ・ 「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託に関する公募型プロポーザル募集要項」平成 25 年 7 月
- ・ 「府中市道路等包括管理事業（北西地区）に関する公募型プロポーザル募集要項」平成 29 年 7 月
- ・ 「府中市道路等包括管理事業（東地区、南西地区、北西地区）公募型プロポーザル募集要項」令和 2 年 7 月

【三条市】

- ・ 「平成 27 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査」平成 28 年 2 月
- ・ 「平成 30 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査」平成 31 年 3 月
- ・ 「令和 2 年度地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査」令和 3 年 3 月
- ・ 「嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項」平成 29 年 1 月
- ・ 「嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項」平成 31 年 1 月
- ・ 「下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項」平成 31 年 1 月
- ・ 「栄地域社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項」令和 3 年 4 月